環境報告書（環境概況資料編）

平成２９年度版

（平成２８年度公害の状況等に関する報告）

安城市

目　　　　次

１　水質汚濁
（１）河川水質調査地点 ………………………………………… 1
（２）環境基準の達成状況 ……………………………………… 2
（３）環境基準適合率の推移 …………………………………… 2
（４）河川水質の月変化 ………………………………………… 3
（５）河川水質の経年変化 ……………………………………… 5
（６）河川水質・底質の細密調査結果 ………………………… 11
２　騒音・振動
（１）環境騒音測定結果 ………………………………………… 15
（２）自動車交通騒音測定結果 ………………………………… 16
（３）道路交通振動測定結果 …………………………………… 16
（４）主要路線（国１、国２３）自動車交通騒音の経年変化 ……………… 17
（５）主要路線（国１）道路交通振動の経年変化 ……………… 18
（６）自動車騒音常時監視結果 ………………………………… 19
（７）新幹線鉄道騒音環境基準達成状況 ……………………… 20
（８）新幹線鉄道振動指針値達成状況 ………………………… 20
３　大気汚染
（１）大気汚染測定地点 ………………………………………… 21
（２）大気汚染測定結果経年変化（年平均値） ……………… 21
（３）二酸化硫黄測定結果（SO_2：月間値） ……………… 22
（４）二酸化硫黄の環境基準達成状況及び経年変化 ………… 22
（５）一酸化窒素測定結果（ＮＯ：月間値） ………………… 22
（６）一酸化窒素の経年変化 …………………………………… 22
（７）二酸化窒素測定結果（NO_2：月間値） ……………… 23
（８）二酸化窒素の環境基準達成状況及び経年変化 ………… 23
（９）窒素酸化物測定結果（NO_X：月間値） ……………… 23
（10）窒素酸化物の経年変化 …………………………………… 23
（11）浮遊粒子状物質測定結果（ＳＰＭ：月間値） ………… 24
（12）浮遊粒子状物質の環境基準達成状況及び経年変化 …… 24
（13）県大気測定所（安城農林高校）における測定結果 …… 25
４　悪臭
　　嗅覚測定法による臭気指数測定結果 ………………………… 27

５　土壌汚染
土壌汚染調査結果 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 28
６　地盤沈下
（１）地盤沈下水準点測定結果 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 29
（２）地下水位測定結果 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 31
（３）地下水位の経年変化（年平均値） ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 32
７　ダイオキシン類
（１）環境中におけるダイオキシン類測定結果 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 33
（２）排出ガス中におけるダイオキシン類測定結果 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 33
（３）大気環境中におけるダイオキシン類測定結果 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 33
８　基準等
（１）人の健康の保護に関する環境基準（水質汚濁関係） ‥‥‥‥‥‥‥‥ 34
（２）生活環境の保全に関する環境基準 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 35
（３）環境基準に係る水域類型の指定 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 37
（４）騒音に係る環境基準 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 38
（５）特定工場等に係る規制基準 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 39
（６）自動車騒音に係る要請限度 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 39
（７）道路交通振動に係る要請限度 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 39
（８）大気汚染に係る環境基準 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 40
（９）悪臭防止法に係る規制基準及び規制地域区分 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 41
（10）土壌の汚染に係る環境基準 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 42
９　公害苦情
（１）発生源・種類別苦情処理件数 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 43
（２）月別・種類別苦情処理件数 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 43
（３）用途地域別苦情処理件数 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 43
（４）被害の種類別苦情処理件数 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 43
（５）苦情件数経年変化 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 44
10　対策
（１）公害防止協定の締結状況 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 45
（２）生活排水対策実践事業 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 46
（３）油ヶ淵浄化デー ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 46

11　附録

（１）大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設の届出状況　……………… 47
（２）県民の生活環境の保全等に関する条例に基づくばい煙発生施設の
　　　届出状況　………………………………………………………… 47
（３）大気汚染防止法に基づく粉じん発生施設の届出状況　……………… 47
（４）県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく粉じん発生施設
　　　及び炭化水素系物質発生施設の届出状況　……………………… 48
（５）水質汚濁防止法に基づく特定事業場数　…………………………… 48
（６）特定建設作業の届出件数　………………………………………… 49
（７）県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく騒音発生施設
　　　・振動発生施設の届出状況　……………………………………… 49
（８）騒音規制法に基づく特定施設の届出状況　………………………… 50
（９）振動規制法に基づく特定施設の届出状況　………………………… 50
（10）県民の生活環境の保全等に関する条例の規定に基づく悪臭関係
　　　工場等届出状況　…………………………………………………… 51
（11）安城市環境基本条例　……………………………………………… 52
（12）安城市環境審議会規則　…………………………………………… 54

1　水質汚濁

（1）河川水質調査地点

水域	河川名	水域類型	調査地点		調査内容
境川等水域	長田川	C	1	毛賀知橋	○
			2	記念橋	○
			3	榎前橋	○
			4	長田橋	○
	半場川	C	5	隅田橋	○
			6	和泉橋	○
			7	内浜橋	○
	朝鮮川	C	8	山田橋	○
	稗田川	C	9	デンソー高棚南	◇
			10	高棚橋	○
	猿渡川	D	11	宮橋	○
			12	野池橋	◇
			13	二百目橋	○
	吹戸川	―	14	谷田橋	◇
			15	依佐美団地下流	○
	石田川	―	16	石田橋	○
	上倉用悪水	―	17	御幸橋	◇
			18	アイシン機工南	○

水域	河川名	水域類型	調査地点		調査内容
矢作川水域	鹿乗川	C	19	東鹿乗橋	○
			20	秋葉下橋	◇
			21	居林橋	○
	西鹿乗川	―	22	西鹿乗橋	○
	勢井前川	―	23	栄古橋	○
	追田川	―	24	北安城駅東	○
			25	広畔橋	○
			26	鹿乗川合流地点	◇
	油ヶ淵	B	27	見合橋	○

（注）　(1)○印：定期調査（年５回）と
　　　　　　　細密調査（年１回）
　　　(2)◇印：細密調査（年１回）

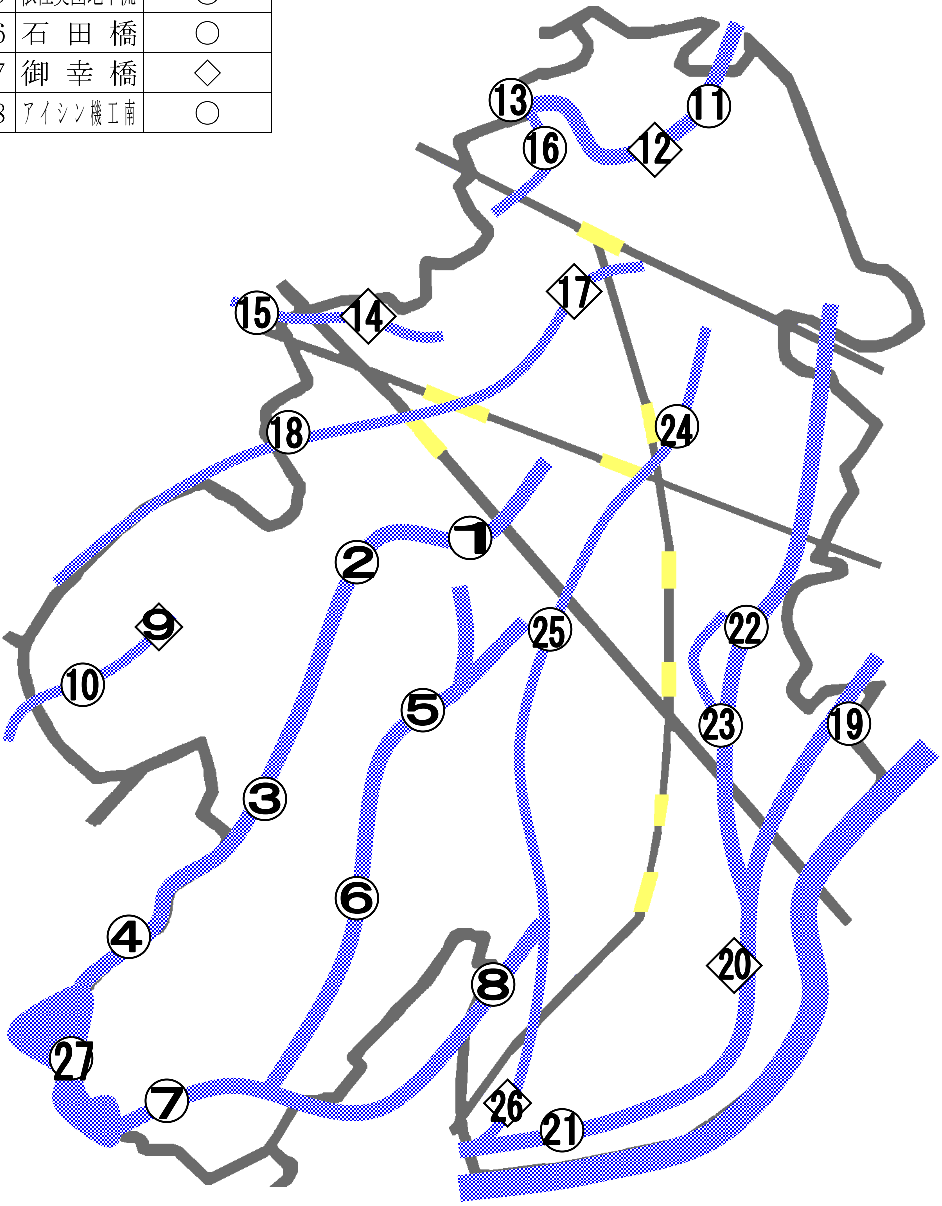

（２）環境基準の達成状況

（環境基準の水域･類型指定河川　平成２８年度）

類型	項目 調査地点		pH	DO (mg／ℓ)	BOD (mg／ℓ)	SS (mg／ℓ)	COD (mg／ℓ)	判定
C	長田川	毛賀知橋	7.2	8.6	2.7	5.3		○
		記念橋	7.3	10.5	4.6	3.3		○
		榎前橋	7.2	10.7	3.1	5.8		○
		長田橋	7.2	10.0	5.7	8.8		×
C	半場川	隅田橋	7.2	9.7	2.6	7.8		○
		和泉橋	7.2	9.9	2.9	9.8		○
		内浜橋	7.1	8.3	2.4	12.7		○
C	朝鮮川	山田橋	6.9	8.8	3.8	13.3		○
C	稗田川	高棚橋	7.2	11.3	1.7	14.0		○
D	猿渡川	宮橋	7.2	9.3	4.0	5.8		○
		二百目橋	7.1	10.2	2.3	8.2		○
C	鹿乗川	東鹿乗橋	7.3	8.4	8.1	12.3		×
		居林橋	7.2	7.2	4.0	18.0		○
B	油ケ淵	見合橋	7.6	9.8	－	17.2	6.7	×

□は環境基準を越えたもの。ＢＯＤ、ＣＯＤについては７５％水質値、その他は平均値。

環境基準

類型　項目	pH	DO (mg／ℓ)	BOD (mg／ℓ)	SS (mg／ℓ)	COD (mg／ℓ)
C 類型(河川)	6.5 以上 8.5 以下	5 以上	5 以下	50 以下	／
D 類型(河川)	6.0 以上 8.5 以下	2 以上	8 以下	100 以下	／
B 類型(湖沼)	6.5 以上 8.5 以下	5 以上	／	15 以下	5 以下

（３）環境基準適合率の推移

年度（平成）		18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
環境基準指定河川	環境基準適合回数	67	68	72	75	82	79	76	73	76	75	75
	総測定回数	84	84	78	81	86	81	81	81	81	81	81
	適合率（%）	79.8	81.0	92.3	92.6	95.3	97.5	93.8	90.1	93.8	92.6	92.6
全河川	環境基準適合回数	94	96	100	111	120	115	120	109	113	112	111
	総測定回数	126	126	126	126	126	126	126	126	126	126	126
	適合率（%）	75.0	76.2	79.4	88.1	95.2	91.3	95.2	86.5	89.7	88.9	88.1

（注）　全河川の適合率については石田川、吹戸川、上倉用悪水は猿渡川に準じてＤ類型、その他の未指定河川についてはＣ類型環境基準を適用した。

（４）河川水質の月変化

（ 印：環境基準値を超過 単位はmg/l）

長田川（1　毛賀知橋）

	環境基準	5月	7月	9月	11月	1月	3月	平均値
D O	5以上	7.8	7.5	7.4	8.7	9.0	11.0	8.6
BOD	5以下	2.7	2.1	2.2	2.3	2.5	4.5	2.7
COD	—	6.5	4.6	4.8	5.5	6.2	7.4	5.8
S S	50以下	8	5	5	3	1	10	5.3
全窒素	—	2.4	2.6	1.6	1.6	2.7	2.4	2.2
全 燐	—	2.80	3.60	0.30	3.10	0.46	3.60	2.31

長田川（2　記念橋）

	環境基準	5月	7月	9月	11月	1月	3月	平均値
D O	5以上	10.0	12.0	7.7	11.0	10.0	12.0	10.5
BOD	5以下	2.1	1.3	2.6	1.1	1.5	1.4	1.7
COD	—	5.5	3.5	4.7	5.0	3.8	4.1	4.4
S S	50以下	8	1	6	1	2	2	3.3
全窒素	—	2.7	2.2	2.6	2.6	3.4	2.5	2.7
全 燐	—	1.20	1.60	0.99	3.50	0.40	1.30	1.49

長田川（3　榎前橋）

	環境基準	5月	7月	9月	11月	1月	3月	平均値
D O	5以上	10.0	9.0	9.0	11.0	12.0	13.0	10.7
BOD	5以下	2.5	2.6	3	2	3.1	4.7	3.0
COD	—	5.9	4.2	4.2	4.8	6	6.1	5.2
S S	50以下	11	6	4	1	4	9	5.8
全窒素	—	2.6	2.5	3.1	4.0	3.9	3.5	3.3
全 燐	—	0.84	0.67	0.30	1.70	0.72	2.20	1.07

長田川（4　長田橋）

	環境基準	5月	7月	9月	11月	1月	3月	平均値
D O	5以上	9.2	9.4	8.1	11	11	11	10.0
BOD	5以下	1.6	2.9	3	2.1	6.2	5.7	3.6
COD	—	6.3	3.6	4.1	5.1	5.8	6.6	5.3
S S	50以下	11	4	10	3	7	18	8.8
全窒素	—	2.7	2	2.5	3.6	4.4	3.5	3.1
全 燐	—	1.40	0.70	0.46	1.50	0.92	2.30	1.21

半場川（5　隅田橋）

	環境基準	5月	7月	9月	11月	1月	3月	平均値
D O	5以上	9.0	8.8	7.1	10.0	11.0	12.0	9.7
BOD	5以下	3.0	2.1	2.3	1.0	2.3	2.6	2.2
COD	—	7.3	3.7	4.8	2.7	3.7	3.8	4.3
S S	50以下	19	4	18	1	1	4	7.8
全窒素	—	2.2	1.2	2	2.9	3.3	2.7	2.4
全 燐	—	0.33	0.19	0.27	0.16	0.16	0.19	0.22

半場川（6　和泉橋）

	環境基準	5月	7月	9月	11月	1月	3月	平均値
D O	5以上	8.4	8.1	7.9	12	12	11	9.9
BOD	5以下	3.1	1.9	1.1	1.6	2.3	2.9	2.2
COD	—	7.4	4.0	3.4	3.7	4.7	4.1	4.6
S S	50以下	27	8	10	2	2	10	9.8
全窒素	—	2.1	1.1	1.6	3	3.6	2.6	2.3
全 燐	—	0.33	0.17	0.16	0.19	0.18	0.20	0.21

半場川（7　内浜橋）

	環境基準	5月	7月	9月	11月	1月	3月	平均値
D O	5以上	8.1	8.4	7.5	8.6	8.7	9.0	8.3
BOD	5以下	2.2	1.7	1.3	1.2	2.8	2.4	1.9
COD	—	8.0	3.7	3.9	3.8	5.2	5.2	5.0
S S	50以下	33	6	8	4	9	16	12.7
全窒素	—	2.5	1.2	1.7	3.2	4.8	3.5	2.8
全 燐	—	0.35	0.17	0.16	0.16	0.20	0.19	0.21

朝鮮川（8　山田橋）

	環境基準	5月	7月	9月	11月	1月	3月	平均値
D O	5以上	9.1	7.3	7.9	9.9	11.0	7.7	8.8
BOD	5以下	1.5	1.8	1.4	1.8	3.8	7.0	2.9
COD	—	7	4.6	3.6	4.2	6.2	10	6.0
S S	50以下	19	15	6	3	9	28	13.3
全窒素	—	1.6	0.9	1.0	3.9	6.4	5.5	3.2
全 燐	—	0.22	0.20	0.15	0.28	0.31	0.75	0.32

稗田川（10　高棚橋）

	環境基準	5月	7月	9月	11月	1月	3月	平均値
D O	5以上	10.0	10.0	9.9	10.0	14.0	14.0	11.3
BOD	5以下	1.1	1.7	1.0	1.6	2.9	1.7	1.7
COD	—	6.2	4.8	3.7	6.9	6.2	6.1	5.7
S S	50以下	17	6	7	6	14	34	14.0
全窒素	—	2.1	0.69	0.78	6.7	8.0	6.8	4.2
全 燐	—	0.24	0.20	0.17	0.47	0.47	0.73	0.38

鹿乗川（19　東鹿乗橋）

	環境基準	5月	7月	9月	11月	1月	3月	平均値
D O	5以上	8.0	8.9	8.0	7.8	10.0	7.7	8.4
BOD	5以下	8.1	1.9	1.9	3.9	10	3.6	4.9
COD	—	7.7	4.4	4.2	5.7	9.1	6	6.2
S S	50以下	30	9	9	6	11	9	12.3
全窒素	—	2.6	1.5	2.1	2.7	4.8	3.7	2.9
全 燐	—	0.40	0.21	0.20	0.21	0.51	0.24	0.30

（　　印：環境基準値を超過 単位はmg/l）

鹿乗川（21　居林橋）

	環境基準	5月	7月	9月	11月	1月	3月	平均値
D O	5以上	7.1	7.0	6.7	6.9	8.2	7.3	7.2
BOD	5以下	3.2	2.2	1.3	2.5	4	5.8	3.2
COD	—	7.9	4.4	3.9	4.6	5.5	6.4	5.5
S S	50以下	46	15	15	4	9	19	18.0
全窒素	—	2.1	1.2	1.5	2.4	3.3	4.3	2.5
全 燐	—	0.35	0.21	0.18	0.20	0.25	0.32	0.25

西鹿乗川（22　西鹿乗橋）

	環境基準	5月	7月	9月	11月	1月	3月	平均値
D O	5以上	8.9	10	9.5	8.0	11	7.5	9.1
BOD	5以下	3.7	2.4	0.5	1.2	5.4	4.8	3.0
COD	—	10	4.5	3.9	3.5	7.4	4.8	5.7
S S	50以下	54	8	7	1	20	4	15.7
全窒素	—	2.0	0.95	1.0	2.8	4.4	4.7	2.6
全 燐	—	0.52	0.20	0.15	0.14	0.38	0.31	0.28

勢井前川（23　栄古橋）

	環境基準	5月	7月	9月	11月	1月	3月	平均値
D O	5以上	10.0	11.0	8.7	11.0	14.0	10.0	10.7
BOD	5以下	2.6	1.8	1.0	0.8	2.2	2.1	1.8
COD	—	8.0	4.2	3.2	2.7	4.2	3.5	4.3
S S	50以下	26	3	4	1	3	1	6.3
全窒素	—	2.1	0.85	1.1	1.4	2.4	2.1	1.7
全 燐	—	0.37	0.17	0.13	0.09	0.15	0.12	0.17

追田川（24　北安城駅東）

	環境基準	5月	7月	9月	11月	1月	3月	平均値
D O	5以上	10.0	11.0	10.0	22.0	13.0	23.0	14.8
BOD	5以下	2.3	1.5	0.9	1.7	2.0	2.5	1.8
COD	—	8.3	4.3	3.7	6.3	4.9	7.2	5.8
S S	50以下	21	6	6	14	5	8	10.0
全窒素	—	2.6	0.76	1.5	3.3	3.2	3.1	2.4
全 燐	—	0.38	0.17	0.17	0.49	0.35	0.84	0.40

追田川（25　広畔橋）

	環境基準	5月	7月	9月	11月	1月	3月	平均値
D O	5以上	11.0	13.0	11.0	13.0	16.0	16.0	13.3
BOD	5以下	1.9	1.7	0.6	1.2	2.3	2.1	1.6
COD	—	7.4	4.0	3.6	4.8	6.5	6.3	5.4
S S	50以下	14	1	1	2	3	1	3.7
全窒素	—	1.9	0.67	0.9	2.0	2.4	1.8	1.6
全 燐	—	0.25	0.10	0.11	0.21	0.21	0.10	0.16

猿渡川（11　宮　橋）

	環境基準	5月	7月	9月	11月	1月	3月	平均値
D O	2以上	8.2	7.1	8.2	9.5	12.0	11.0	9.3
BOD	8以下	4.0	1.9	4.3	0.6	2.2	2.8	2.6
COD	—	7.0	3.5	3.6	3.4	4.5	4.2	4.4
S S	100以下	14	3	9	2	3	4	5.8
全窒素	—	2.2	0.95	1.0	1.8	4.7	2.4	2.2
全 燐	—	0.24	0.13	0.11	0.11	0.18	0.18	0.16

猿渡川（13　二百目橋）

	環境基準	5月	7月	9月	11月	1月	3月	平均値
D O	2以上	7.6	9.3	9.3	11.0	12.0	12.0	10.2
BOD	8以下	1.8	1.2	3.2	1.2	2.0	2.3	2.0
COD	—	5.7	3.5	3.6	3.3	3.7	4.3	4.0
S S	100以下	28	3	9	1	2	6	8.2
全窒素	—	1.8	1.0	1.1	2.2	3.6	2.8	2.1
全 燐	—	0.13	0.12	0.15	0.15	0.16	0.18	0.15

石田川（16　石田橋）

	環境基準	5月	7月	9月	11月	1月	3月	平均値
D O	2以上	8.0	6.2	6.8	5.8	10.0	14.0	8.5
BOD	8以下	8.1	2.4	4.2	3.0	1.9	2.9	3.8
COD	—	7.7	3.0	2.8	3.5	3.2	4.5	4.1
S S	100以下	30	2	7	1	1	3	7.3
全窒素	—	2.6	1.4	1.1	2.4	2.4	3.1	2.2
全 燐	—	0.40	0.10	0.11	0.16	0.11	0.26	0.19

吹戸川（15　依佐美団地下流）

	環境基準	5月	7月	9月	11月	1月	3月	平均値
D O	2以上	12.0	7.1	7.3	5.9	7.9	5.4	7.6
BOD	8以下	0.5	3.6	2.2	6.6	10	12	5.8
COD	—	4.4	4.3	3.5	9.2	8.6	17	7.8
S S	100以下	9	4	5	3	5	17	7.2
全窒素	—	1.0	1.7	1.4	2.4	4.9	7.7	3.2
全 燐	—	0.10	0.14	0.12	0.27	0.25	0.70	0.26

上倉用悪水（18　アイシン機工南）

	環境基準	5月	7月	9月	11月	1月	3月	平均値
D O	2以上	7.1	13.0	17.0	18.0	19.0	15.0	14.9
BOD	8以下	3.2	0.8	2.2	1.4	1.3	0.7	1.6
COD	—	7.9	2.4	3.1	5.0	4.2	2.8	4.2
S S	100以下	46	1	4	2	1	2	9.3
全窒素	—	2.1	0.78	0.79	1.5	2.7	0.62	1.4
全 燐	—	0.35	0.04	0.11	0.22	0.44	0.07	0.20

(5) 河川水質の経年変化

採水地点 / 年度 / 測定項目	環境基準	長田川 (C類型)									
		1 毛賀知橋					2 記念橋				
		24	25	26	27	28	24	25	26	27	28
流　量 (m^3/s)	—	0.2	0.2	0.1	0.1	0.2	0.3	0.4	0.3	0.4	0.3
p　H	6.5以上8.5以下	7.0	7.1	7.1	7.4	7.2	7.1	7.2	7.2	7.4	7.3
D　O (mg/ℓ)	5以上	7.3	8.2	8.6	7.6	8.6	11.0	10.0	11.0	10	11
BOD (mg/ℓ)	5以下	3.0	3.4	3.5	2.4	2.7	3.0	2.5	1.6	1.6	1.6
COD (mg/ℓ)	—	4.9	6.6	8.0	6.7	6.5	4.4	6.1	5.2	4.6	4.6
S　S (mg/ℓ)	50以下	6	6	11	8	5.3	5	3	5	4	3.3
全窒素 (mg/ℓ)	—	1.9	2.3	3.6	2.5	2.2	2.3	2.5	3.0	2.5	2.7
全リン (mg/ℓ)	—	1.7	2.7	2.8	3.0	2.3	1.3	1.5	1.7	1.6	1.5
電気伝導率 (mS/m)	—	19	23	27	25	24	18	19	23	22	22

採水地点 / 年度 / 測定項目	環境基準	長田川 (C類型)									
		3 榎前橋					4 長田橋				
		24	25	26	27	28	24	25	26	27	28
流　量 (m^3/s)	—	0.7	0.4	0.5	0.6	0.6	0.7	0.3	0.5	0.2	0.7
p　H	6.5以上8.5以下	7.0	7.1	7.1	7.3	7.2	6.9	7.2	7.0	7.3	7.2
D　O (mg/ℓ)	5以上	11.0	11.0	10.0	10	11	9.5	9	8.4	9.4	10.0
BOD (mg/ℓ)	5以下	4.0	2.9	4.1	6.0	3.1	3.8	3.0	2.8	2.9	5.7
COD (mg/ℓ)	—	5.9	5.9	7.0	6.6	6.0	6.7	5.5	5.2	5.7	6.3
S　S (mg/ℓ)	50以下	10	11	14	14	6	12	13	11	12	9
全窒素 (mg/ℓ)	—	3.0	2.9	3.9	3.4	3.3	2.9	3.1	3.0	2.9	3.1
全リン (mg/ℓ)	—	1.0	1.1	1.3	1.5	1.1	0.8	0.8	1.1	1.3	1.2
電気伝導率 (mS/m)	—	22	23	26	24	24	23	24	26	25	24

(注) (1) ■:環境基準値を超えたもの。

(注) (2) BOD、CODについては75%水質値、その他は平均値を用いた。

採水地点 / 年度 / 測定項目	環境基準	半場川（Ｃ類型） 5 隅田橋 24	25	26	27	28	6 和泉橋 24	25	26	27	28
流　量（m^3/s）	—	0.3	0.2	0.2	0.2	0.3	0.4	0.2	0.3	0.2	0.3
ｐ　Ｈ	6.5以上8.5以下	6.8	7.1	7.1	7.2	7.2	6.8	7.1	7.0	7.2	7.2
Ｄ　Ｏ（mg/ℓ）	5以上	10.0	10.1	10.1	10	10	9.8	9.1	9.8	9.8	9.9
ＢＯＤ（mg/ℓ）	5以下	3.5	4.7	2.4	3.0	2.6	3.1	4.4	2.6	3.4	2.9
ＣＯＤ（mg/ℓ）	—	3.8	5.9	4.2	5.4	4.8	4.6	6.8	6.0	5.6	4.7
Ｓ　Ｓ（mg/ℓ）	50以下	11	9	9	11	8	14	91	28	16	10
全窒素（mg/ℓ）	—	2.2	2.4	1.6	2.4	2.4	2.5	2.5	1.7	2.5	2.3
全リン（mg/ℓ）	—	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2
電気伝導率（mS/m）	—	12	13	13	13	13	13	14	14	15	14

採水地点 / 年度 / 測定項目	環境基準	半場川（Ｃ類型） 7 内浜橋 24	25	26	27	28
流　量（m^3/s）	—	1.2	0.6	0.5	0.3	1.3
ｐ　Ｈ	6.5以上8.5以下	6.8	7.0	6.9	7.1	7.1
Ｄ　Ｏ（mg/ℓ）	5以上	8.0	8.3	7.8	8	8.3
ＢＯＤ（mg/ℓ）	5以下	3.5	2.6	2.1	1.8	2.4
ＣＯＤ（mg/ℓ）	—	4.6	5.3	4.3	4.8	5.2
Ｓ　Ｓ（mg/ℓ）	50以下	14	15	13	11	13
全窒素（mg/ℓ）	—	3.0	2.7	2.0	2.7	2.8
全リン（mg/ℓ）	—	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
電気伝導率（mS/m）	—	23	23	25	23	23

（注）(1) ■:環境基準値を超えたもの。

（注）(2) BOD、CODについては75％水質値、その他は平均値を用いた。

採水地点 / 年度 / 測定項目	環境基準	朝鮮川（C類型）					稗田川（C類型）				
		8 山田橋					10 高棚橋				
		24	25	26	27	28	24	25	26	27	28
流　量（m^3/s）	—	0.3	0.5	0.3	0.3	0.4	0.1	0.2	0.0	0.1	0.4
p　H	6.5以上8.5以下	6.8	6.9	6.8	7.1	6.9	6.8	7.0	7.0	7.2	7.2
D　O（mg/ℓ）	5以上	10.0	8.9	8.8	9	8.8	10.0	10.2	10.7	10	11
BOD（mg/ℓ）	5以下	3.5	4.3	2.5	3.5	3.8	3.3	1.9	1.3	4.4	1.7
COD（mg/ℓ）	—	5.9	6	6.5	5.6	7.2	5.7	5.1	4.5	6.8	6.2
S　S（mg/ℓ）	50以下	21	24	18	25	13	17	8	8	23	14
全窒素（mg/ℓ）	—	2.8	3.4	2.3	3.1	3.2	3.4	3.6	3.5	4.3	4.2
全リン（mg/ℓ）	—	0.3	0.4	0.3	0.4	0.3	0.3	0.2	0.2	0.3	0.4
電気伝導率（mS/m）	—	17	20	20	20	18	18	19	22	21	20

採水地点 / 年度 / 測定項目	環境基準	鹿乗川（C類型）									
		19 東鹿乗橋					21 居林橋				
		24	25	26	27	28	24	25	26	27	28
流　量（m^3/s）	—	1.0	1.1	1.0	1.4	1.0	2.2	1.8	2.1	2.4	2.4
p　H	6.5以上8.5以下	7.0	7.0	7.1	7.3	7.3	6.9	6.9	6.9	7.1	7.2
D　O（mg/ℓ）	5以上	9.6	8.8	8.3	8.4	8.4	8.0	7.1	7.4	7	7.2
BOD（mg/ℓ）	5以下	3.9	2.9	2.9	3.0	8.1	4.1	3.9	3.1	3.8	4.0
COD（mg/ℓ）	—	5.2	6.2	5.9	5.8	7.7	5.4	5.9	6.7	5.0	6.4
S　S（mg/ℓ）	50以下	16	14	17	21	12	13	20	21	19	18
全窒素（mg/ℓ）	—	2.2	2.4	1.9	2.1	2.9	2.1	2.5	1.9	2.2	2.5
全リン（mg/ℓ）	—	0.3	0.3	0.2	0.2	0.3	0.2	0.3	0.2	0.2	0.3
電気伝導率（mS/m）	—	18	19	18	16	19	17	18	18	16	18

（注）(1) ■：環境基準値を超えたもの。

（注）(2) BOD、CODについては75%水質値、その他は平均値を用いた。

測定項目 ＼ 採水地点 年度	環境基準	西　鹿　乗　川（類型未指定） 22　西鹿乗橋 24	25	26	27	28
流　量（m³/s）	—	0.4	0.3	0.4	0.4	0.4
p　H	6.5以上8.5以下	6.9	7.0	7.0	7.1	7.1
D　O（mg/ℓ）	5以上	11.0	10.4	9.8	9	9.1
BOD（mg/ℓ）	5以下	3.4	5.4	4.2	3.7	4.8
COD（mg/ℓ）	—	5.1	6.9	5.9	6.4	7.4
S　S（mg/ℓ）	50以下	11	16	15	15	16
全窒素（mg/ℓ）	—	2.5	2.9	2.1	2.7	2.6
全リン（mg/ℓ）	—	0.2	0.3	0.2	0.3	0.3
電気伝導率（mS/m）	—	19	19	22	19	20

測定項目 ＼ 採水地点 年度	環境基準	猿　渡　川（D類型） 11　宮　橋 24	25	26	27	28	13　二百目橋 24	25	26	27	28
流　量（m³/s）	—	0.9	0.7	0.7	0.8	0.6	1.1	1.0	0.9	1.0	0.9
p　H	6.0以上8.5以下	7.1	7.1	7.1	7.2	7.2	7.1	7.1	7.0	7.2	7.1
D　O（mg/ℓ）	2以上	11.0	9.7	9.5	9	9.3	11.0	10.3	10.9	10	10
BOD（mg/ℓ）	8以下	2.9	2.2	1.8	2.1	4.0	2.9	1.9	1.7	2.4	2.3
COD（mg/ℓ）	—	3.7	5.1	4.7	4.1	4.5	4.1	4.2	4.6	4.8	4.3
S　S（mg/ℓ）	100以下	14	9	10	9	6	13	7	9	11	8
全窒素（mg/ℓ）	—	2.0	2.6	2.1	2.6	2.2	1.9	2.5	1.9	2.4	2.1
全リン（mg/ℓ）	—	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
電気伝導率（mS/m）	—	13	16	15	17	13	14	18	16	16	13

（注）（1）■：環境基準値を超えたもの。

（注）（2）BOD、CODについては75％水質値、その他は平均値を用いた。

採水地点 / 測定項目 \ 年度	勢井前川（類型未指定）				
	23 栄古橋				
	24	25	26	27	28
流　量 (m^3/s)	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
ｐ　Ｈ	7.0	7.0	7.0	7.5	7.1
Ｄ　Ｏ (mg/ℓ)	11.0	10.6	11.3	12	11
ＢＯＤ (mg/ℓ)	4.0	2.1	3.1	2.9	2.2
ＣＯＤ (mg/ℓ)	4.7	5.6	4.9	5.7	4.2
Ｓ　Ｓ (mg/ℓ)	8	20	9	13	6
全窒素 (mg/ℓ)	2.4	2.3	1.6	1.9	1.7
全リン (mg/ℓ)	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
電気伝導率 (mS/m)	14	15	14	14	13

採水地点 / 測定項目 \ 年度	追田川（類型未指定）									
	24 北安城駅東					25 広畔橋				
	24	25	26	27	28	24	25	26	27	28
流　量 (m^3/s)	0.2	0.2	0.4	0.3	0.2	0.4	0.4	0.5	0.5	0.4
ｐ　Ｈ	7.4	7.4	7.8	7.8	8.1	7.4	8.2	8.2	8.4	7.8
Ｄ　Ｏ (mg/ℓ)	12.0	10.8	12.7	12	15	11.0	16.1	14.5	15	13
ＢＯＤ (mg/ℓ)	2.9	2.2	4.3	1.6	2.3	3.2	2.3	2.3	2.3	2.1
ＣＯＤ (mg/ℓ)	4.2	6.8	6.7	5.5	7.2	5.5	7.3	7.2	7.9	6.5
Ｓ　Ｓ (mg/ℓ)	7	52	17	28	10	4	10	12	9	4
全窒素 (mg/ℓ)	1.6	2.7	1.8	2.1	2.4	1.7	2.0	1.6	1.5	1.6
全リン (mg/ℓ)	0.3	0.5	0.4	0.4	0.4	0.2	0.3	0.2	0.3	0.2
電気伝導率 (mS/m)	18	18	18	20	22	22	27	29	27	25

（注）BOD、CODについては75％水質値、その他は平均値を用いた。

採水地点 / 年度 / 測定項目	石　田　川 (類型未指定)					吹　戸　川 (類型未指定)				
	16　石田橋					15　依佐美団地下流				
	24	25	26	27	28	24	25	26	27	28
流　量 (m^3/s)	0.1	0.1	0.0	0.0	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2
p　H	6.9	6.8	6.8	6.9	6.9	6.9	7.0	7.0	7.1	7.0
D　O (mg/ℓ)	11.0	7.7	7.4	6	8.5	10.0	8.0	8.2	7	7.6
BOD (mg/ℓ)	2.5	3.1	3.3	3.2	4.2	5.0	6	4.3	4.9	10.0
COD (mg/ℓ)	4.4	3.6	5.2	4.7	4.5	6.0	7	5	6.4	9.2
S　S (mg/ℓ)	3	1	14	7	7	5	9	11	7	7
全窒素 (mg/ℓ)	2.3	2.0	1.7	2.3	2.2	2.4	2.8	2.0	2.6	3.2
全リン (mg/ℓ)	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.2	0.3
電気伝導率 (mS/m)	17	14	14	15	14	17	16	16	18	18

採水地点 / 年度 / 測定項目	上 倉 用 悪 水 (類型未指定)				
	18　アイシン機工南				
	24	25	26	27	28
流　量 (m^3/s)	0.3	0.2	0.2	0.2	0.7
p　H	7.0	7.2	7.9	7.8	7.9
D　O (mg/ℓ)	11.0	10.5	15.8	13	14.9
BOD (mg/ℓ)	2.4	2.0	1.4	1.2	2.2
COD (mg/ℓ)	3.5	4.1	4.8	3.7	5.0
S　S (mg/ℓ)	7	68	10	4	9
全窒素 (mg/ℓ)	1.1	1.3	0.9	1.0	1.4
全リン (mg/ℓ)	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2
電気伝導率 (mS/m)	11	12	12	11	14

(注) (1)［着色］:環境基準値を超えたもの。

(2) BOD、CODについては75％水質値、その他は平均値を用いた。

（６）河川水質･底質の細密調査結果

（平成28年度）

分析項目		単位	調査地点							定量限界値
			長田川（C類型）				半場川（C類型）			
			毛賀知橋	記念橋	榎前橋	長田橋	隅田橋	和泉橋	内浜橋	
			No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	No.6	No.7	
一般項目	採取日	月 日	11月16日	11月16日	11月16日	11月16日	11月16日	11月16日	11月16日	－
	採取時間	時：分	12:25	12:05	15:40	13:40	16:05	14:30	12:50	－
	天候	－	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	－
	気温	℃	16.8	16.7	18.2	19.5	17.9	19.3	20.7	－
	外観	－	淡黄色	無色	無色	無色	無色	無色	無色	－
	臭気（冷）	－	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	－
	透視度	度	64	>100	>100	77	>100	72	51	－
	水温	℃	18.1	17	16.2	16.8	15.5	16.7	14.1	－
	水深	m	0.73	0.35	0.36	0.97	0.14	0.38	1.35	－
	川幅	m	4.4	6.2	7.6	14.0	6.2	4.6	26.0	－
	流量	m^3/s	0.099	0.144	0.184	0.195	0.05	0.046	0.288	－
水質項目	水素イオン濃度 (pH)	－	7.2	7.2	7.2	7.2	7.3	7.2	7.1	－
	溶存酸素 (DO)	mg/L	8.7	11	11	11	10	12	8.6	0.1
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	2.3	1.1	2.0	2.1	1.0	1.6	1.2	0.5
	化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	5.5	5.0	4.8	5.1	2.7	3.7	3.8	0.5
	浮遊物質量 (SS)	mg/L	3	<1	1	3	<1	2	4	1
	総窒素 (T-N)	mg/L	1.6	2.6	4.0	3.6	2.9	3.0	3.2	0.05
	総リン (T-P)	mg/L	3.1	3.5	1.7	1.5	0.16	0.19	0.16	0.003
	亜硝酸性窒素	mg/L	0.04	0.07	0.20	0.17	0.08	0.08	0.04	
	電気伝導率	mS/m	22	26	28	33	16	17	30	0.1
	大腸菌群数	MPN/100ml	24000	3300	17000	3300	4900	3300	7900	－
	陰イオン界面活性剤	mg/L	<0.01	<0.01	0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	0.01
	カドミウム (Cd)	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.0003
	全シアン (CN)	mg/L	ND(<0.1)	ND(<0.1)	ND(<0.1)	ND(<0.1)	ND(<0.1)	ND(<0.1)	ND(<0.1)	0.05
	鉛 (Pb)	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.005
	六価クロム (Cr^{-6})	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.01
	ひ素 (As)	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.005
	総水銀 (T-Hg)	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005
	銅 (Cu)	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.01
	亜鉛 (Zn)	mg/L	0.033	0.043	0.050	0.062	0.007	0.010	0.031	0.01
底質項目	カドミウム含有量	mg/kg	0.05	-	-	-	<0.05	-	-	0.05
	鉛含有量	mg/kg	2.0	-	-	-	1.4	-	-	0.5
	亜鉛含有量	mg/kg	36	-	-	-	26	-	-	1
	銅含有量	mg/kg	5.6	-	-	-	3	-	-	0.5
	総水銀含有量	mg/kg	<0.01	-	-	-	<0.01	-	-	0.005
	総クロム含有量	mg/kg	26	-	-	-	1	-	-	5
	ひ素含有量	mg/kg	<0.5	-	-	-	0.7	-	-	0.4
	総窒素含有量	mg/g	290	-	-	-	180	-	-	0.1
	総リン含有量	mg/g	310	-	-	-	110	-	-	0.1

備考：NDとは定量限界値未満を示す。底質は乾燥試料に対する濃度。

（色付き）：環境基準値を超えたもの。

（平成28年度）

分析項目		単位	調査地点						定量限界値
			朝鮮川（C類型）	稗田川（C類型）		鹿乗川（C類型）			
			山田橋	デンソー高棚南	高棚橋	東鹿乗橋	秋葉下橋	居林橋	
			No.8	No.9	No.10	No.19	No.20	No.21	
一般項目	採取日	月日	11月16日	11月16日	11月16日	11月16日	11月16日	11月16日	―
	採取時間	時：分	15:00	11:45	11:20	09:20	10:15	10:50	―
	天候	―	晴	晴	晴	晴	晴	晴	―
	気温	℃	18.4	16.5	15.7	13.5	15.1	15.9	―
	外観	―	無色	淡黄色	淡黄白色	無色	無色	淡黄色	―
	臭気（冷）	―	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	―
	透視度	度	94	46	31	41	36	39	―
	水温	℃	15.9	17.7	14.8	14.1	13.5	13	―
	水深	m	0.08	0.21	0.44	0.30	0.43	0.71	―
	川幅	m	4.0	1.4	4.6	7.0	10.0	10.6	―
	流量	m^3/s	0.018	0.04	0.014	0.215	0.323	0.351	―
水質項目	水素イオン濃度(pH)	―	6.8	7.2	7.2	7.3	7.2	7.2	―
	溶存酸素(DO)	mg/L	9.9	9.5	10	7.8	7.0	6.9	0.1
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	1.8	0.7	1.6	3.9	2.2	2.5	0.5
	化学的酸素要求量(COD)	mg/L	4.2	4.0	6.9	5.7	5.3	4.6	0.5
	浮遊物質量(SS)	mg/L	3	6	6	6	3	4	1
	全窒素(T-N)	mg/L	3.9	8.8	6.7	2.7	3.1	2.4	0.05
	全リン(T-P)	mg/L	0.28	1.00	0.47	0.21	0.25	0.20	0.003
	亜硝酸性窒素	mg/L	0.12	0.04	0.06	0.07	0.11	0.13	
	電気伝導率	mS/m	28	36	31	24	23	20	0.1
	大腸菌群数	MPN/100ml	3300	3300	7900	790000	790000	49000	―
	陰イオン界面活性剤	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.01
	カドミウム(Cd)	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.0003
	全シアン(CN)	mg/L	ND(<0.1)	ND(<0.1)	ND(<0.1)	ND(<0.1)	ND(<0.1)	ND(<0.1)	0.05
	鉛(Pb)	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.005
	六価クロム(Cr^{-6})	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.01
	ひ素(As)	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.005
	総水銀(T-Hg)	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005
	銅(Cu)	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.01
	亜鉛(Zn)	mg/L	0.025	0.034	0.018	0.020	0.015	0.013	0.01
底質項目	カドミウム含有量	mg/kg	<0.05	-	0.05	0.1	-	<0.05	0.05
	鉛含有量	mg/kg	24	-	4	7.5	-	2.2	0.5
	亜鉛含有量	mg/kg	15	-	29	97	-	41	1
	銅含有量	mg/kg	3.3	-	5.3	14	-	5.8	0.5
	総水銀含有量	mg/kg	<0.01	-	0.01	0.04	-	<0.01	0.005
	総クロム含有量	mg/kg	10	-	6	8	-	1	5
	ひ素含有量	mg/kg	<0.5	-	1.3	3.3	-	<0.5	0.4
	総窒素含有量	mg/g	100	-	400	1600	-	170	0.1
	総リン含有量	mg/g	47	-	160	590	-	120	0.1

備考：NDとは定量限界値未満を示す。底質は乾燥試料に対する濃度。　　■：環境基準値を超えたもの。

分析項目		単位	調査地点								定量限界値
			西鹿乗川（類型未指定）	勢井前川（類型未指定）	追田川（類未指定）			猿渡川（D類型）			
			西鹿乗橋	栄古橋	北安城駅東	広畔橋	鹿乗川合流地点	宮　橋	野池橋	二百目橋	
			No.22	No.23	No.24	No.25	No.26	No.11	No.12	No.13	
一般項目	採取日	月日	11月16日	11月16日	11月16日	11月16日	11月16日	11月16日	11月16日	11月16日	―
	採取時間	時：分	08:45	09:45	12:55	16:40	11:30	08:15	08:40	09:35	―
	天候	―	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	―
	気温	℃	13.0	14.6	17.0	17.7	16.0	12.8	12.9	13.5	―
	外観	―	無色	無色	淡黄色	無色	無色	無色	無色	無色	―
	臭気（冷）	―	無　臭	無　臭	無　臭	無　臭	無　臭	無　臭	無　臭	無　臭	―
	透視度	度	>100	>100	30	>100	>100	81	>100	>100	―
	水温	℃	10.9	16.8	17.4	16.6	14.6	12.2	13	13	―
	水深	m	0.33	0.30	0.19	0.13	0.24	0.25	0.87	0.39	―
	川幅	m	5.0	5.0	2.4	4.8	4.4	7.0	5.4	9.8	―
	流量	m^3/s	0.061	0.036	0.026	0.059	0.147	0.143	0.18	0.37	―
水質項目	水素イオン濃度 (pH)	―	7.1	7.2	9.1	8.3	9.1	7.2	7.1	7.2	―
	溶存酸素 (DO)	mg/L	8.0	11.0	22	13	16	9.5	10	11	0.1
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	1.2	0.8	1.7	1.2	1.0	0.6	0.8	1.2	0.5
	化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	3.5	2.7	6.3	4.8	3.3	3.4	3.0	3.3	0.5
	浮遊物質量 (SS)	mg/L	1	<1	14	2	2	2	<1	1	1
	全窒素 (T-N)	mg/L	2.8	1.4	3.3	2.0	0.73	1.8	1.9	2.2	0.05
	全リン (T-P)	mg/L	0.14	0.09	0.49	0.21	0.042	0.11	0.11	0.15	0.003
	亜硝酸性窒素	mg/L	0.11	0.08	0.09	0.01	0.01	0.05	0.05	0.07	
	電気伝導率	mS/m	25	15	31	36	14	12	12	14	0.1
	大腸菌群数	MPN/100ml	13000	3300	4900	4900	240	11000	3300	4900	―
	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02	<0.01	0.01	<0.01	<0.01	0.01	<0.01	0.01	0.01
	カドミウム (Cd)	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.0003
	全シアン (CN)	mg/L	ND(<0.1)	ND(<0.1)	ND(<0.1)	ND(<0.1)	ND(<0.1)	ND(<0.1)	ND(<0.1)	ND(<0.1)	0.05
	鉛 (Pb)	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.005
	六価クロム (Cr^{6+})	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.01
	ひ素 (As)	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.005
	総水銀 (T-Hg)	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005
	銅 (Cu)	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.01
	亜鉛 (Zn)	mg/L	0.016	0.003	0.016	0.005	0.003	0.017	0.017	0.020	0.01
底質項目	カドミウム含有量	mg/kg	<0.05	0.06	0.10	0.09	-	<0.05	-	<0.05	0.05
	鉛含有量	mg/kg	2.0	4.2	8.9	6.3	-	1.6	-	2.0	0.5
	亜鉛含有量	mg/kg	42	60	100	100	-	24	-	40	1
	銅含有量	mg/kg	6.8	8.6	14	24	-	4.0	-	5.4	0.5
	総水銀含有量	mg/kg	<0.01	0.01	<0.01	0.01	-	<0.01	-	<0.01	0.005
	総クロム含有量	mg/kg	2	3	23	24	-	<1	-	<1	5
	ひ素含有量	mg/kg	0.6	0.8	1.2	0.7	-	<0.5	-	<0.5	0.4
	総窒素含有量	mg/g	190	380	580	350	-	140	-	110	0.1
	総リン含有量	mg/g	210	380	320	190	-	64	-	82	0.1

備考：NDとは定量限界値未満を示す。底質は乾燥試料に対する濃度。　■：環境基準値を超えたもの。

（平成28年度）

分析項目		単位	調査地点						定量限界値
			石田川（類型未指定）	吹戸川（類型未指定）		上倉用悪水（類型未指定）		油ヶ淵	
			石田橋	谷田橋	依佐美団地下流	御幸橋	アイシン機工南	見合橋	
			No.16	No.14	No.15	No.17	No.18	No.27	
一般項目	採取日	月日	11月16日	11月16日	11月16日	11月16日	11月16日	11月16日	－
	採取時間	時：分	09:15	10:10	10:30	13:45	10:55	12:15	－
	天候	－	晴	晴	晴	晴	晴	晴	－
	気温	℃	13.3	14.2	14.8	16.8	14.9	20.9	－
	外観	－	無色	淡黄色	無色	無色	無色	淡黄色	－
	臭気（冷）	－	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	－
	透視度	度	>100	65	41	93	>100	18	－
	水温	℃	14.1	12.1	16.1	15.0	12.8	14.7	－
	水深	m	0.74	0.17	0.32	0.07	0.06	－	－
	川幅	m	4.0	2.0	7.0	4.0	4.0	－	－
	流量	m^3/s	0.018	0.017	0.021	0.01	0.011	－	－
水質項目	水素イオン濃度 (pH)	－	6.9	7.1	7.0	7.2	8.2	7.8	－
	溶存酸素 (DO)	mg/L	5.8	9.3	5.9	9.6	18	9.6	0.1
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	3.0	2.7	6.6	1.5	1.4	3.8	0.5
	化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	3.5	5.2	9.2	5.5	5.0	5.7	0.5
	浮遊物質量 (SS)	mg/L	1	2	3	1	2	15	1
	全窒素 (T-N)	mg/L	2.4	4.4	2.4	1.8	1.5	2.8	0.05
	全リン (T-P)	mg/L	0.16	0.26	0.27	0.49	0.22	0.26	0.003
	亜硝酸性窒素	mg/L	0.08	0.31	0.13	0.08	0.03	0.36	
	電気伝導率	mS/m	17	20	21	21	20	370	0.1
	大腸菌群数	MPN/100ml	79000	7000	33000	240000	1300	2400	－
	陰イオン界面活性剤	mg/L	<0.01	0.01	0.01	0.01	<0.01	<0.01	0.01
	カドミウム (Cd)	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.0003
	全シアン (CN)	mg/L	ND(<0.1)	ND(<0.1)	ND(<0.1)	ND(<0.1)	ND(<0.1)	ND(<0.1)	0.05
	鉛 (Pb)	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.005
	六価クロム (Cr^{-6})	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.01
	ひ素 (As)	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.005
	総水銀 (T-Hg)	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005
	銅 (Cu)	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.01
	亜鉛 (Zn)	mg/L	0.027	0.021	0.015	0.038	0.015	0.022	0.01
底質項目	カドミウム含有量	mg/kg	<0.05	-	0.05	-	0.26	<0.05	0.05
	鉛含有量	mg/kg	5.7	-	1.9	-	22	3.0	0.5
	亜鉛含有量	mg/kg	46	-	37	-	63	53	1
	銅含有量	mg/kg	7.9	-	5.2	-	26	34	0.5
	総水銀含有量	mg/kg	<0.01	-	<0.01	-	<0.01	<0.01	0.005
	総クロム含有量	mg/kg	1	-	2	-	22	10	5
	ひ素含有量	mg/kg	<0.5	-	<0.5	-	0.8	0.6	0.4
	総窒素含有量	mg/g	110	-	240	-	160	200	100
	総リン含有量	mg/g	100	-	150	-	130	300	100

備考：NDとは定量限界値未満を示す。底質は乾燥試料に対する濃度。　■：環境基準値を超えたもの。

２　騒音・振動

（１）環境騒音測定結果

２４時間測定（単位：ｄＢ）

番号	測定場所	測定年月日	昼間					夜間					環境基準の適合	用途地域	地域の区分	道路区分
			Ｌeq	上端値	中央値	下端値	環境基準	Ｌeq	上端値	中央値	下端値	環境基準				
1	北部公民館	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	１種中高住	Ａ	－
2	新田町内会	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	調整区域	Ｂ	－
3	八幡社	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	商業	Ｃ	－

※　環境騒音調査は平成２７年度で終了しました。

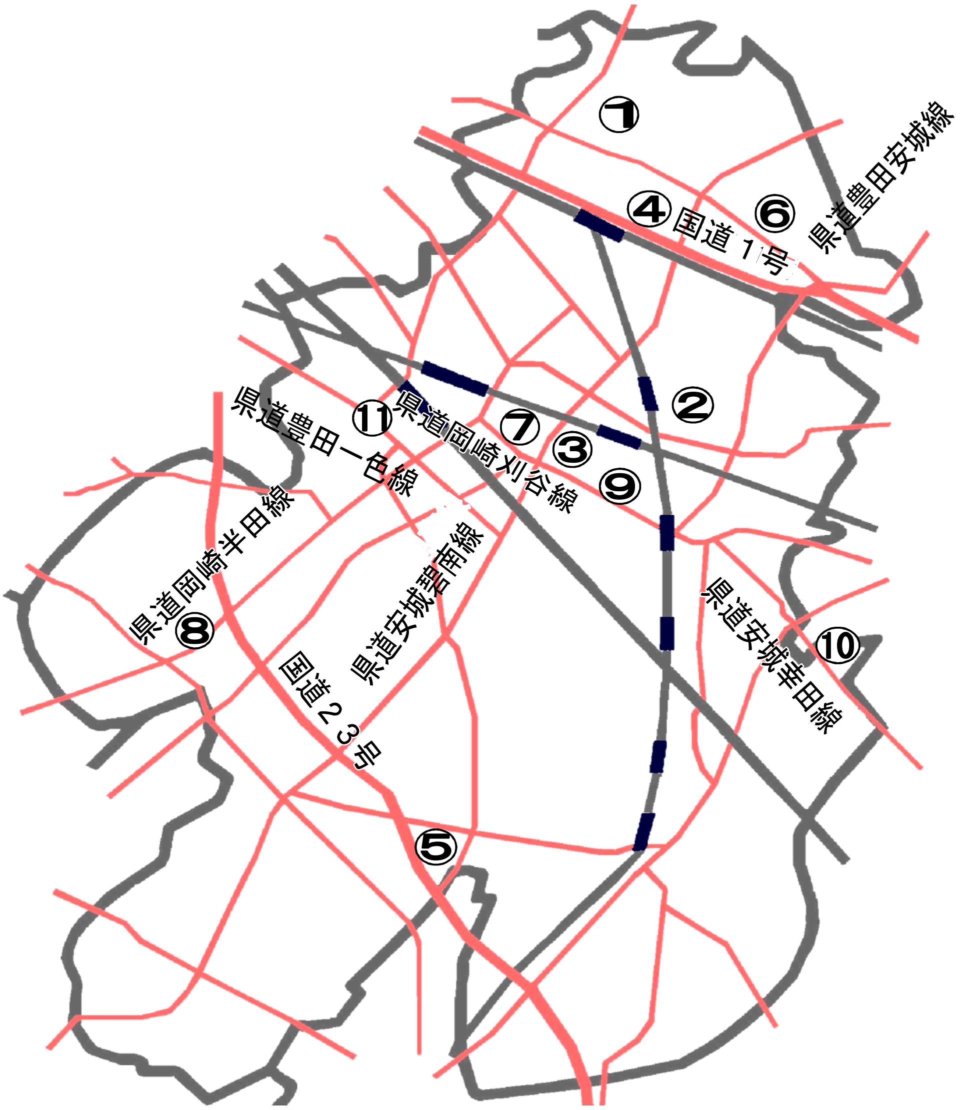

（２）自動車交通騒音測定結果

（単位：dB）

地点番号	路線名	車線数	測定場所	道路端からの距離(m)	測定年月日	昼間	夜間	交通量 台/10分 ( )大型	用途地域	要請限度 区分	要請限度 昼間	要請限度 夜間	要請限度適合状況
4	国道１号	4	東栄町３丁目	0.0	H28.10.24 ～ H28.10.27	63	62	未実施	準住居	b	75	70	○
5	国道２３号	4	城ヶ入町団戸	0.0	H28.10.24 ～ H28.10.27	63	61		調整	b	75	70	○
6	県道豊田安城線	2	橋目町公民館	0.0	H29.2.27 ～ H29.2.28	65	62		調整	b	75	70	○
7	県道安城碧南線	2	安城市役所	0.0	H28.10.24 H28.10.27	65	61		近商	c	75	70	○
8	県道岡崎半田線	2	高棚町土井ノ内	0.0	H28.10.24 ～ H28.10.27	71	68		調整	b	75	70	○
9	県道岡崎刈谷線	2	大山町１丁目	0.0	H29.3.6 ～ H29.3.8	69	67		準住居	b	75	70	○
10	県道安城幸田線	2	河野町公民館	0.8	H29.3.21 ～ H29.3.24	70	67		調整	b	75	70	○
11	県道豊田一色線	4	三河安城南町１丁目	0.0	H29.3.13 ～ H29.3.14	67	66		近商	c	75	70	○

※地点番号６　測定は平面側道で実施。

（３）道路交通振動測定結果

（単位：dB）

測定場所	国道１号 東栄町３丁目		県道岡崎刈谷線 大山町一丁目	
測定年月日	H29.3.15		H29.3.23	
	測定値	要請限度	測定値	要請限度
昼間	41	65	46	65
夜間	41	60	43	60

（４）主要路線（国１、国２３）自動車交通騒音の経年変化

① 国道１号（消防今村分団詰所） 準住居地域 ４車線 （単位：ｄB）

区分＼年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	要請限度
昼間 6:00～22:00	64	64	64	63	63	68	63	63	63	63	75
夜間 22:00～ 6:00	64	63	63	62	63	67	62	62	62	62	70

※平成23年度までは県が測定。

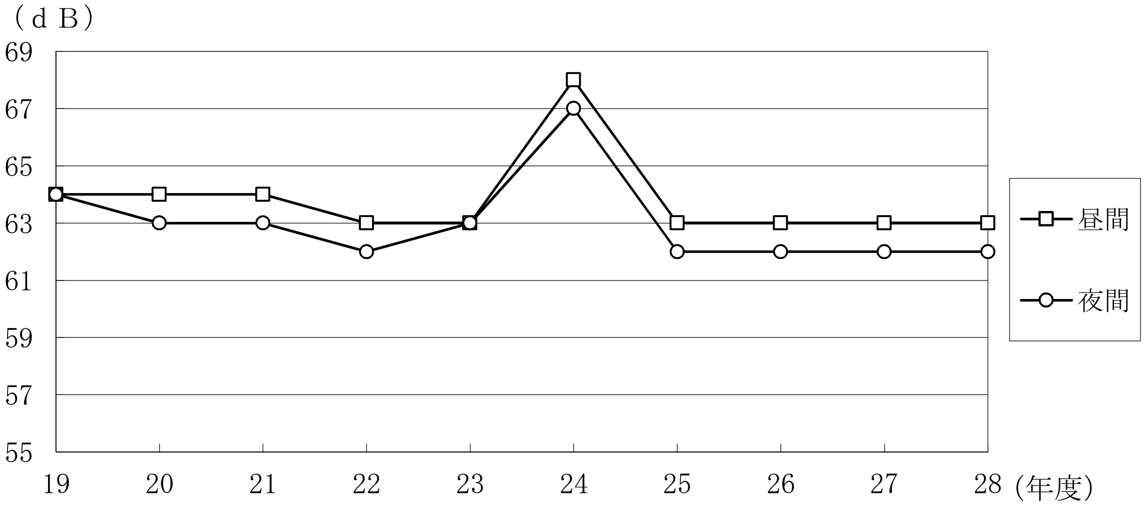

国道１号 騒音測定結果 経年変化

② 国道23号（城ヶ入町団戸） 調整区域 ４車線 （単位：ｄB）

区分＼年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	要請限度
昼間 8:00～19:00	67	69		64	61	66	64	65	63	63	75
夜間 22:00～ 6:00	66	66		59	58	62	62	63	62	61	70

※H21年度は未測定

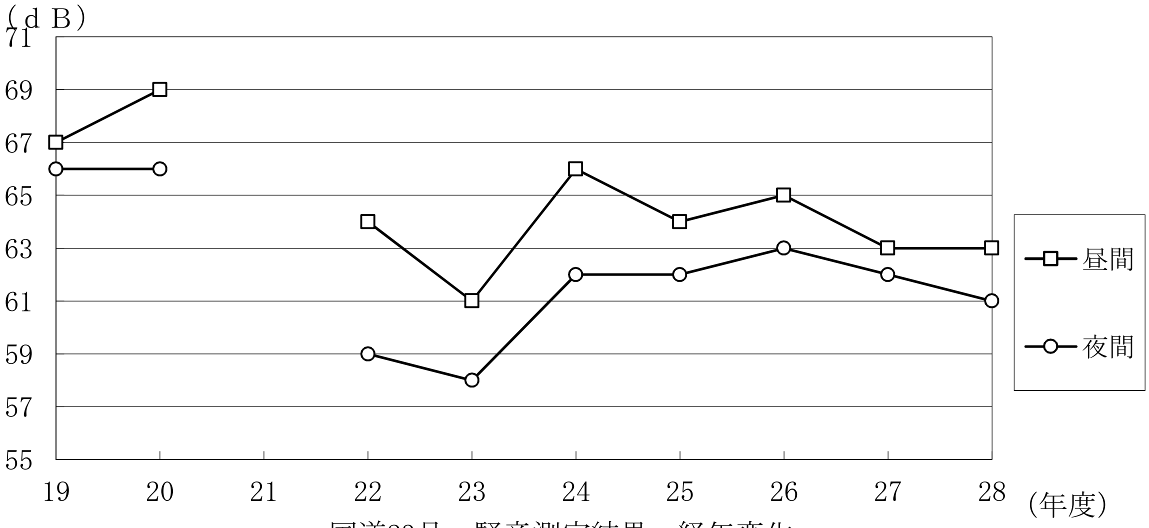

国道23号 騒音測定結果 経年変化

※平成23年度までは榎前町西林にて測定

（５）主要路線（国１）道路交通振動の経年変化

準住居地域　４車線　消防今村分団詰所

（単位：ｄB）

区分＼年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	要請限度
昼間　7:00～20:00	41	41	40	39	40	40	39	37	38	41	65
夜間　20:00～ 7:00	41	41	39	40	41	40	40	38	39	41	60

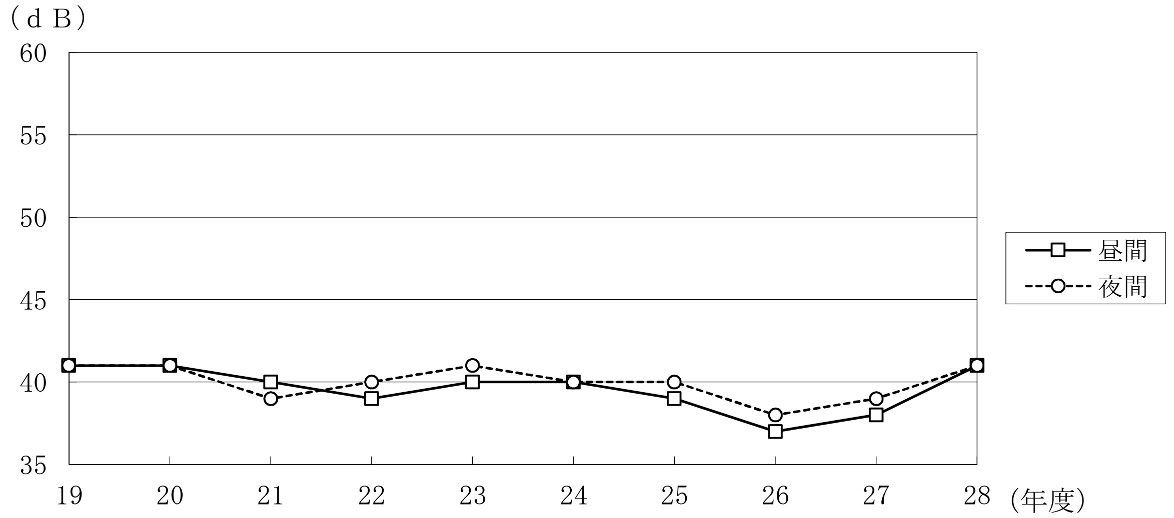

国道１号　　振動測定結果　経年変化

（６）自動車騒音常時監視結果

環境基準の達成状況

路 線 名 （測定地点）	評価区間			等価騒音レベル LAeq(dB)		道路に面する地域における面的評価			
						環境基準達成率 （達成戸数）			区間内 全戸数
	始点	終点	区間の 延長 (km)	昼間	夜間	昼間	夜間	昼夜	
一般国道１号 （東栄町）	柿碕町	今本町	4.4	63	62	100.0% (654)	98.5% (644)	98.5% (644)	654
岡崎刈谷線 （安城町）	安城町	小堤町	1.9	68	64	99.7% (364)	99.5% (363)	99.5% (363)	365
平成28年度環境基準の面的評価達成状況						99.9% (1018)	98.8% (1007)	98.8% (1007)	1019

注１　幹線交通を担う道路に近接する空間における環境基準：昼間（6時～22時）70dB、夜間（22時～翌朝6時）65dB環境基準を超過した等価騒音レベルには、下線で示した。

注２　面的評価：道路から５０ｍ範囲内の全ての住戸等について、騒音レベルを推計し、環境基準の基準値と比較し、環境基準を達成する住戸等の戸数及び割合を算出することにより行う評価

注３　環境基準達成率は、評価区間内の戸数で評価した。

（７）新幹線鉄道騒音環境基準達成状況

資料：県環境部

測定場所	用途地域	東京起点距離 (km)	測定地点側の軌道	構造物の種類 種類	構造物の種類 軌道の高さ	軌道の種類	測定年月日	列車速度 (km/h)	騒音測定結果 ２５ｍ (dB)	騒音測定結果 ５０ｍ (dB)	環境基準 (dB)
古井町 井ノ池55	１種住居（Ⅰ）	307.98	下り	ﾗｰﾒﾝ高架(RC)	6.5	有道床ﾊﾞﾗｽﾄﾏｯﾄ有	H26.10.8	255	71	65	70
							H27.9.18	255	72	66	
							H28.6.29	259	72	66	
百石町 一丁目13	１種中高住（Ⅰ）	310.72	下り	ﾗｰﾒﾝ高架(RC)	5.2	有道床ﾊﾞﾗｽﾄﾏｯﾄ有	H26.10.8	256	73	67	70
							H27.10.1	247	74	66	
							H28.9.21	250	73	65	
美園町 二丁目	１種中高住（Ⅰ）	313.71	下り	盛土	6.0	有道床ﾊﾞﾗｽﾄﾏｯﾄ有	H26.10.1	253	69	66	70
							H27.11.6	248	70	67	
							H28.9.21	270	70	68	

■は環境基準を超えたことを表す。

（８）新幹線鉄道振動指針値達成状況

資料：県環境部

測定場所	用途地域	東京起点距離 (km)	測定地点側の軌道	構造物の種類 種類	構造物の種類 軌道の高さ	軌道の種類	測定年月日	列車速度 (km/h)	振動測定結果 12.5ｍ (dB)	振動測定結果 ２５ｍ (dB)	指針値 (dB)
古井町 井ノ池	１種住居（Ⅰ）	307.98	下り	ﾗｰﾒﾝ高架(RC)	6.5	有道床ﾊﾞﾗｽﾄﾏｯﾄ有	H26.10.8	255	69	65	70
							H27.9.18	255	67	65	
							H28.6.29	259	68	65	

○　新幹線鉄道騒音関係法令等

「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」　昭和50. 7.29　環境庁告示46号

「新幹線鉄道騒音対策要綱」　昭和50. 7.29　環境庁告示46号

「新幹線鉄道騒音振動障害防止対策処理要綱」　昭和50. 7.29　環境庁告示46号

３　大気汚染

（１）大気汚染測定地点

調査地点＼項目		SO_2	NOx	SPM	PM2.5	Ox	風向	風速	雨水
大気測定局	市役所	○	○	○			○	○	○
大気測定局	西部公民館	○	○	○					
県大気測定局	安城農林高校	○	○	○	○	○	○	○	

※PM2.5は平成23年度から測定

（２）大気汚染測定結果経年変化（年平均値）

（市役所大気測定局）

年度＼物質	SO_2 二酸化硫黄 (ppm)	NO_2 二酸化窒素 (ppm)	NO 一酸化窒素 (ppm)	NOx 窒素酸化物 (ppm)	SPM 浮遊粒子状物質 (mg/m^3)
19	0.005	0.020	0.012	0.032	0.021
20	0.007	0.016	0.010	0.026	0.021
21	0.004	0.015	0.014	0.029	0.020
22	0.005	0.017	0.009	0.026	0.019
23	0.004	0.012	0.007	0.019	0.018
24	0.004	0.011	0.005	0.016	0.018
25	0.005	0.010	0.003	0.013	0.023
26	0.004	0.009	0.002	0.011	0.019
27	0.004	0.013	0.005	0.017	0.018
28	0.005	0.011	0.011	0.014	

※平成19年度のＳＰＭは4月から9月までデータ欠測のため、10月から3月までのデータの平均値
※平成20年度は11月及び12月データ欠測のため、欠損月以外のデータの平均値
※平成24年度は1月のデータ欠測のため、欠損月以外のデータによる。
※平成25年度は11月から2月までデータ欠測のため、欠測月以外のデータによる。
※平成28年度のＳＰＭは機器故障のため、データ欠測

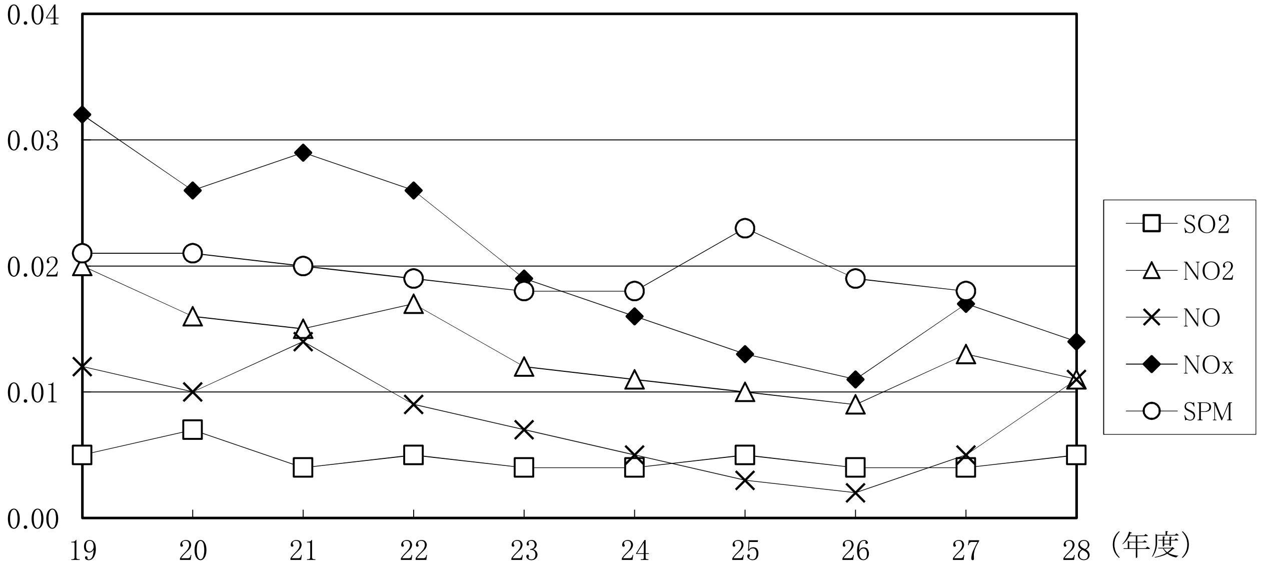

大気汚染測定結果

（３）二酸化硫黄測定結果（ＳＯ$_2$：月間値）

測定局名　安城市役所

項目 ＼ 年・月		平成28年									平成29年		
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
測定日数	（日）	25	31	28	30	24	20	11	0	23	31	23	23
測定時間	（時間）	647	739	698	717	630	531	277	21	585	741	569	593
月平均値	（ppm）	0.005	0.006	0.005	0.007	0.008	0.004	0.005	0.003	0.003	0.003	0.002	0.003
※１	（時間）	0	0	0	7	0	0	0	－	0	0	0	0
※2	（日）	0	0	0	0	0	0	0	－	0	0	0	0
１時間値の最高値	（ppm）	0.009	0.016	0.017	0.172	0.033	0.013	0.014	0.004	0.010	0.010	0.007	0.006
日平均値の最高値	（ppm）	0.007	0.008	0.007	0.032	0.028	0.005	0.006	－	0.004	0.004	0.003	0.004

※１　１時間値が0.1ppmを超えた時間数　　※２　日平均値が0.04ppmを超えた日数

（４）二酸化硫黄の環境基準達成状況及び経年変化

測定局名　安城市役所

年度 ＼ 項目	測定日数	測定時間	年平均値	環境基準との対比					日平均値の2%除外値	1時間値の最高値	日平均値の最高値
				1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		環境基準の適否			
	（日）	（時間）	（ppm）	（時間）	（%）	（日）	（%）		（ppm）	（ppm）	（ppm）
19	352	8493	0.005	0	0	0	0	○	0.009	0.031	0.010
20	269	6566	0.007	0	0	0	0	○	0.009	0.027	0.011
21	359	8593	0.004	0	0	0	0	○	0.008	0.031	0.009
22	357	8588	0.005	0	0	0	0	○	0.026	0.035	0.032
23	340	8221	0.004	0	0	0	0	○	0.007	0.017	0.012
24	301	7249	0.004	0	0	0	0	○	0.008	0.018	0.011
25	205	4998	0.005	0	0	0	0	－	0.007	0.016	0.008
26	348	8414	0.004	0	0	0	0	○	0.007	0.012	0.009
27	354	8520	0.004	0	0	0	0	○	0.008	0.017	0.010
28	269	6748	0.005	7	0.1	0	0	○	0.020	0.172	0.032

※平成25年度は測定時間が6,000時間未満のため環境基準の判定対象外。

（５）一酸化窒素測定結果（ＮＯ：月間値）

測定局名　安城市役所

項目 ＼ 年・月		平成28年									平成29年		
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
測定日数	（日）	30	31	30	31	31	29	14	1	24	31	28	25
測定時間	（時間）	715	739	716	740	739	710	334	34	598	740	668	643
月平均値	（ppm）	0.012	0.008	0.007	0.008	0.006	0.010	0.010	0.021	0.017	0.016	0.015	0.012
１時間値の最高値	（ppm）	0.097	0.044	0.032	0.032	0.023	0.039	0.038	0.040	0.049	0.053	0.059	0.043
日平均値の最高値	（ppm）	0.026	0.014	0.018	0.019	0.010	0.021	0.022	0.028	0.034	0.038	0.041	0.029

（６）一酸化窒素の経年変化

測定局名　安城市役所

年度 ＼ 項目	測定日数	測定時間	年平均値	日平均値の年間98%値	１時間値の最高値	日平均値の最高値
	（日）	（時間）	（ppm）	（ppm）	（ppm）	（ppm）
19	363	8696	0.012	0.061	0.238	0.096
20	271	6603	0.010	0.043	0.487	0.054
21	354	8509	0.014	0.073	0.389	0.101
22	332	7966	0.009	0.047	0.408	0.064
23	345	8278	0.007	0.045	0.169	0.073
24	312	7477	0.005	0.026	0.126	0.049
25	118	3086	0.003	0.007	0.125	0.024
26	335	8143	0.002	0.014	0.080	0.036
27	352	8488	0.005	0.030	0.413	0.045
28	305	7376	0.011	0.029	0.097	0.041

（７）二酸化窒素測定結果（ＮＯ$_2$：月間値）　　測定局名　安城市役所

項目 ＼ 年・月		平成28年 4	5	6	7	8	9	10	11	12	平成29年 1	2	3
測定日数	（日）	30	31	30	31	31	29	14	1	24	31	28	25
測定時間	（時間）	715	739	716	740	739	710	334	34	598	740	668	643
月平均値	(ppm)	0.012	0.008	0.007	0.008	0.006	0.010	0.010	0.021	0.017	0.016	0.015	0.012
１時間値の最高値	(ppm)	0.097	0.044	0.032	0.032	0.023	0.039	0.038	0.040	0.049	0.053	0.059	0.043
日平均値の最高値	(ppm)	0.026	0.014	0.018	0.019	0.010	0.021	0.022	0.028	0.034	0.038	0.041	0.029
※１	（時間）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
※２	（時間）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
※３	（日）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
※４	（日）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0

※１　１時間値が0.2ppmを超えた時間数　　※２　１時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数
※３　日平均値が0.06ppmを超えた日数　　※４　日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数

（８）二酸化窒素の環境基準達成状況及び経年変化　　測定局名　安城市役所

年度 ＼ 項目	測定日数 （日）	測定時間 （時間）	年平均値 (ppm)	１時間値が0.2ppmを超えた時間とその割合 （時間）	(%)	１時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間とその割合 （時間）	(%)	環境基準との対比 日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合 （日）	(%)	日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合 （日）	(%)	環境基準の適否	日平均値の年間98％値 (ppm)	※１ （日）	１時間値の最高値 (ppm)	日平均値の最高値 (ppm)
19	363	8696	0.020	0	0	0	0	0	0	6	1.7	○	0.039	0	0.069	0.052
20	271	6603	0.016	0	0	1	0	0	0	0	0.0	○	0.035	0	0.147	0.039
21	348	8406	0.015	0	0	0	0	0	0	4	1.1	○	0.036	0	0.071	0.050
22	332	7966	0.017	0	0	1	0	0	0	9	2.7	○	0.040	0	0.110	0.044
23	345	8278	0.012	0	0	0	0	0	0	2	0.6	○	0.034	0	0.068	0.042
24	312	7477	0.011	0	0	0	0	0	0	1	0.3	○	0.035	0	0.063	0.045
25	118	3086	0.010	0	0	0	0	0	0	1	0.8	－	0.023	0	0.080	0.048
26	335	8143	0.009	0	0	0	0	0	0	0	0.0	○	0.028	0	0.064	0.038
27	352	8488	0.013	0	0	1	0	0	0	1	0.3	○	0.033	0	0.127	0.040
28	305	7376	0.011	0	0	0	0	0	0	1	0.3	○	0.029	0	0.097	0.041

※１　98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数 ※平成24年度は1月のデータ欠測のため、欠損月以外のデータによる。
※平成25年度は測定時間が6,000時間未満のため環境基準の判定対象外。

（９）窒素酸化物測定結果（ＮＯx：月間値）　　測定局名　安城市役所

項目 ＼ 年・月		平成28年 4	5	6	7	8	9	10	11	12	平成29年 1	2	3
測定日数	（日）	30	31	30	31	31	29	14	1	24	31	28	25
測定時間	（時間）	715	739	716	740	739	710	334	34	598	740	668	643
月平均値	(ppm)	0.016	0.009	0.008	0.008	0.006	0.010	0.013	0.036	0.031	0.023	0.021	0.015
１時間値の最高値	(ppm)	0.282	0.049	0.068	0.032	0.023	0.039	0.149	0.105	0.173	0.136	0.133	0.085
日平均値の最高値	(ppm)	0.039	0.016	0.021	0.019	0.010	0.021	0.038	0.048	0.083	0.058	0.077	0.046
$NO_2/(NO+NO_2)$	(%)	79.7	87.9	90.9	99.7	100.0	99.9	79.6	58.7	56.3	70.2	70.5	78.5

（10）窒素酸化物の経年変化　　測定局名　安城市役所

年度 ＼ 項目	測定日数 （日）	測定時間 （時間）	年平均値 (ppm)	日平均値の年間98％値 (ppm)	１時間値の最高値 (ppm)	日平均値の最高値 (ppm)	年平均値 $NO_2/(NO+NO_2)$ （%）
19	363	8696	0.032	0.098	0.281	0.136	62.7
20	271	6603	0.026	0.076	0.634	0.089	63.2
21	348	8406	0.029	0.105	0.406	0.137	52.8
22	332	7966	0.026	0.080	0.468	0.099	64.7
23	345	8278	0.019	0.073	0.222	0.109	62.1
24	312	7477	0.016	0.056	0.176	0.094	70.8
25	118	3086	0.013	0.027	0.125	0.065	83.2
26	335	8143	0.011	0.041	0.131	0.074	80.2
27	352	8488	0.017	0.059	0.540	0.083	72.9
28	305	7376	0.014	0.051	0.282	0.083	77.1

（11）浮遊粒子状物質測定結果（ＳＰＭ：月間値）

測定局名　安城市役所

項目 ＼ 年・月	平成28年									平成29年		
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
測定日数（日）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
測定時間（時間）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
月平均値（mg/m^3）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
※１（時間）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
※２（日）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
１時間値の最高値（mg/m^3）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
日平均値の最高値（mg/m^3）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

※１　1時間値が0.20mg/m3を超えた時間数　※２　日平均値が0.10mg/m3を超えた日数

※３　平成28年度は機器故障のため、データ欠測

（12）浮遊粒子状物質の環境基準達成状況及び経年変化

測定局名　安城市役所

年度 ＼ 項目	測定日数（日）	測定時間（時間）	年平均値（mg/m^3）	1時間値が0.20mg/m^{3}を超えた時間数とその割合（時間）	（%）	日平均値が0.10mg/m^{3}を超えた日数とその割合（日）	（%）	1時間値の最高値（mg/m^3）	日平均値の2%除外値（mg/m^3）	環境基準の適否	※1（日）	日平均値の最高値（mg/m^3）
19	179	4308	0.021	5	0.1	1	0.6	0.415	0.053	○	0	0.117
20	240	5869	0.021	0	0.0	0	0	0.113	0.046	○	0	0.057
21	355	8477	0.020	4	0.0	0	0	0.487	0.043	○	0	0.093
22	360	8606	0.019	6	0.1	0	0	0.408	0.047	○	0	0.058
23	287	6966	0.018	0	0.0	0	0	0.163	0.042	○	0	0.097
24	302	7270	0.018	4	0.1	0	0	0.246	0.052	○	0	0.084
25	205	4998	0.023	0	0.0	0	0	0.160	0.045	－	0	0.087
26	349	8416	0.019	0	0.0	0	0	0.134	0.051	○	0	0.063
27	354	8518	0.018	0	0.0	0	0	0.117	0.052	○	0	0.052
28	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

※１　環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m3を超えた日数

※平成19年度は4月から9月までデータ欠測のため、10月から3月までのデータによる。

※平成20年度は11月から12月までデータ欠測のため、欠損月以外のデータによる。

※平成23年度は11月から12月までデータ欠測のため、欠損月以外のデータによる。

※平成24年度は1月のデータ欠測のため、欠損月以外のデータによる。

※平成25年度は測定時間が6,000時間未満のため環境基準の判定対象外。

※平成28年度は機器故障のため、データ欠測

(13) 県大気測定所(安城農林高校)における測定結果

① 二酸化硫黄 (SO_2)

資料：県環境部

項目＼年度	測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合 (時間)	(%)	日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合 (日)	(%)	環境基準の適否	日平均値の2%除外値 (ppm)	1時間値の最高値 (ppm)
19	366	8696	0.001	0	0	0	0	○	0.004	0.026
20	365	8670	0.001	0	0	0	0	○	0.004	0.031
21	365	8661	0.001	0	0	0	0	○	0.003	0.020
22	365	8667	0.001	0	0	0	0	○	0.002	0.016
23	365	8670	0.001	0	0	0	0	○	0.002	0.014
24	365	8660	0.001	0	0	0	0	○	0.002	0.009
25	358	8559	0.001	0	0	0	0	○	0.002	0.008
26	365	8656	0.001	0	0	0	0	○	0.002	0.009
27	364	8647	0.001	0	0	0	0	○	0.002	0.010
28	365	8670	0.001	0	0	0	0	○	0.001	0.009

② 浮遊粒子状物質 (SPM)

資料：県環境部

項目＼年度	測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (mg/m^3)	1時間値が0.20mg/m3を超えた時間数とその割合 (時間)	(%)	日平均値が0.10mg/m3を超えた日数とその割合 (日)	(%)	環境基準の適否	日平均値の2%除外値 (mg/m^3)	1時間値の最高値 (mg/m^3)
19	359	8607	0.026	10	0.1	4	1.1	×	0.064	0.296
20	362	8689	0.024	0	0	0	0	○	0.057	0.138
21	362	8681	0.021	5	0.1	0	0	○	0.048	0.452
22	359	8639	0.019	0	0	0	0	○	0.049	0.142
23	363	8708	0.018	0	0	0	0	○	0.046	0.155
24	362	8675	0.018	0	0	0	0	○	0.052	0.123
25	357	8584	0.023	0	0	0	0	○	0.054	0.168
26	361	8663	0.022	0	0	0	0	○	0.052	0.119
27	362	8684	0.021	0	0	0	0	○	0.049	0.126
28	359	8643	0.017	0	0	0	0	○	0.037	0.100

③ 二酸化窒素 (NO_2)

項目＼年度	測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合 (日)	(%)	日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合 (日)	(%)	環境基準の適否	日平均値の年間98%値 (ppm)	1時間値の最高値 (ppm)
19	366	8749	0.02	0	0	7	1.9	○	0.039	0.071
20	364	8713	0.018	0	0	6	1.6	○	0.039	0.070
21	365	8675	0.015	0	0	1	0.3	○	0.03	0.062
22	365	8675	0.015	0	0	0	0	○	0.031	0.056
23	365	8679	0.014	0	0	0	0	○	0.03	0.061
24	365	8668	0.014	0	0	0	0	○	0.03	0.050
25	361	8594	0.013	0	0	0	0	○	0.029	0.062
26	365	8669	0.012	0	0	0	0	○	0.028	0.054
27	365	8664	0.012	0	0	0	0	○	0.026	0.049
28	361	8580	0.011	0	0	1	0.3	○	0.026	0.057

④ 光化学オキシダント（OX）

資料：県環境部

項目＼年度	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数及び日数とその割合				昼間の1時間値が0.12ppm以上となった時間数及び日数とその割合				環境基準の適否	昼間の1時間値の最高値
	(日)	(時間)	(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(時間)	(%)	(日)	(%)		(ppm)
19	366	5430	0.028	282	5.2	67	18.3	0	0	0	0	×	0.096
20	365	5431	0.028	310	5.7	72	19.7	0	0	0	0.8	×	0.136
21	363	5392	0.032	686	12.7	114	31.4	9	0.2	3	0.5	×	0.130
22	365	5436	0.032	551	10.1	102	27.9	2	0.04	2	0.5	×	0.121
23	366	5434	0.03	472	8.7	94	25.7	2	0.04	2	0.3	×	0.134
24	365	5422	0.032	519	9.6	99	27.1	2	0.04	1	0	×	0.113
25	363	5381	0.034	585	10.9	106	29.2	0	0	0	0	×	0.105
26	365	5387	0.032	549	10.2	102	27.9	0	0	0	0	×	0.105
27	361	5344	0.031	457	8.6	87	24.1	3	0.1	1	0.3	×	0.135
28	363	5385	0.032	397	7.4	79	21.8	1	0.0002	1	0.3	×	0.122

（注）昼間の時間（5時－20時）についての評価である。

⑤ 微小粒子状物質（PM2.5）

資料：県環境部

項目＼年度	測定日数	長期的評価						長期的評価（黄砂の影響を除く）					
		短期基準				長期基準		短期基準				長期基準	
		1日平均値が35μg/m³を超えた日数とその割合		1日平均値の年間98パーセンタイル値	環境基準の適否	年平均値	環境基準の適否	1日平均値が35μg/m³を超えた日数とその割合		1日平均値の年間98パーセンタイル値	環境基準の適否	年平均値	環境基準の適否
	(日)	(日)	(%)	(μg/m³)		(μg/m³)		(日)	(%)	(μg/m³)		(μg/m³)	
23	331	27	8.2	47.4	×	20.0	×	26	7.9	47.4	×	20.0	×
24	361	19	5.3	44.5	×	18.1	×	15	4.2	38.9	×	17.7	×
25	345	28	8.1	45.9	×	19.8	×	28	8.1	45.9	×	19.8	×
26	355	17	4.8	43.2	×	18.3	×	14	4	40.4	×	18.1	×
27	358	12	3.4	36.2	×	16.6	×	12	3.4	36.2	×	16.6	×
28	345	3	0.9	30.8	○	14.9	○	3	0.9	30.8	○	14.9	○

4　悪臭

嗅覚測定法による臭気指数測定結果

測定業種		畜産施設	ごみ処理場	畜産施設
測定年月日		28.6.22	29.2.22	29.2.22
気象条件	天候	晴	晴	晴
	気温（℃）	26.4	5.6	6.4
	湿度（％）	86	51	42
	風向	西	-	北北西
	風速（m/s）	1.0	Calm（静穏）	1.0
臭質		糞尿臭	発酵臭	糞尿臭
臭気指数		10未満	16	10未満
判定		○	○	○
規制地域		第3種地域	第3種地域	第3種地域
規制基準（敷地境界）		18（敷地境界）	18（敷地境界）	18（敷地境界）

５　土壌汚染

土壌汚染調査結果

採取年月日　　　　－

地点番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	平均	環境基準	判定
調査地点	西部保育園	八劔神社	－	－	－	－	－	－	－	－			
利用形態	保育園	神社	－	－	－	－	－	－	－	－			
カドミウム	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
六価クロム	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
シアン	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
総水銀	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
アルキル水銀	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
鉛	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
砒素	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

※　土壌汚染調査は平成２７年度で終了しました。

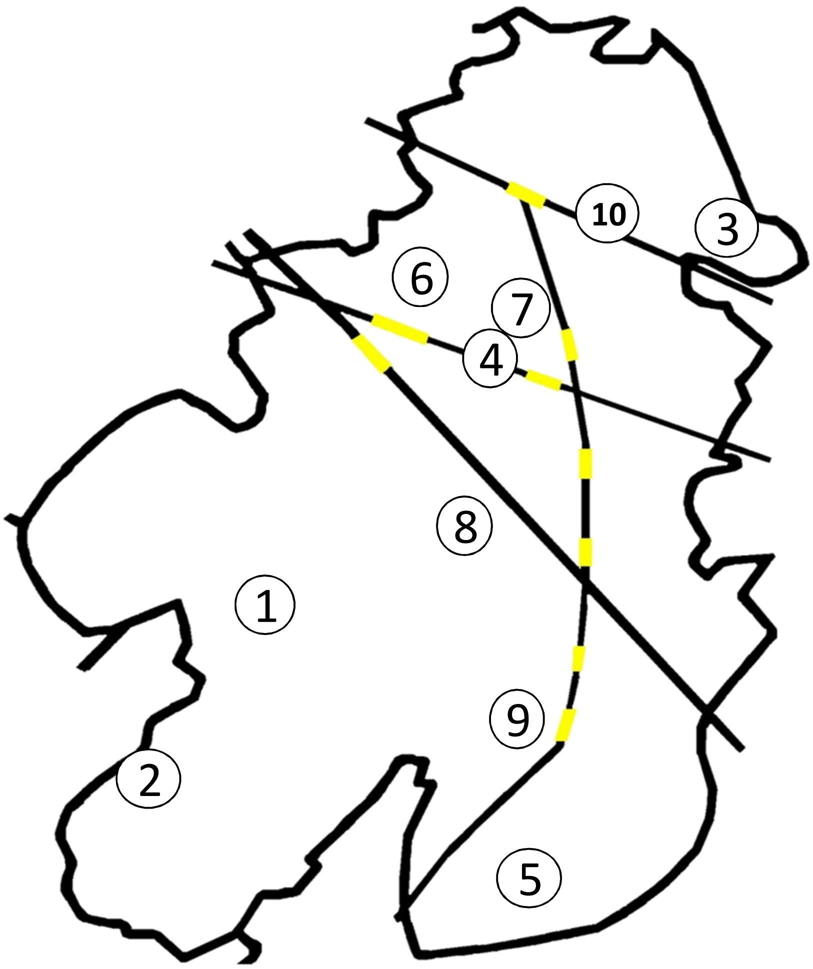

６ 地盤沈下

（１）地盤沈下水準点測定結果

(注)　標高は全て基準水準点(岡崎市康生町及び西尾市吉良町)を不動と仮定。

(単位 : m)

番　号	町 名	字　名	基 準 年	基準標高	25年度標高	27年度標高	変 動 量
167-1	尾 崎	西勘定16-1	昭和48年	21.6823	-	-	-
168	東 栄	柳原9-3	〃	21.9155	-	-	-
168-1	今 本	１丁目830	〃	18.7039	-	-	-
4059	桜	291	〃	17.0941	-	-	-
4070	和 泉	西湫27-11	〃	10.3567	-	-	-
4079	桜 井	桜林16-1	昭和49年	11.7887	-	-	-
建-藤井量水標(右岸)	藤 井	矢作川 右岸堤防	昭和48年	14.731	-	-	-
25	古 井	稲尾	〃	10.2339	-	-	-
27	桜 井	大役田1-1	平成09年	12.1875	-	-	-
28	小 川	志茂3-1	昭和48年	10.4182	-	-	-
A-101	今 本	１丁目 260-1	〃	15.4194	-	-	-
A-102	新 田	新栄77	〃	20.1727	-	-	-
A-103	大 東	149	〃	17.676	-	-	-
A-104	安 城	若宮70-14	〃	15.2744	-	-	-
A-105	安 城	城堀48-1	平成03年	10.7551	-	-	-
A-106	安 城	庚申11	昭和48年	14.8706	-	-	-
A-107	古 井	五徳山	平成10年	13.3871	-	-	-
A-108	桜 井	下谷112-1	昭和48年	13.6219	-	-	-
A-109	桜 井	貝戸尻55	〃	12.1531	-	-	-
A-110	小 川	志茂3-1	〃	11.9467	-	-	-
A-111	藤 井	西山190-1	〃	14.6068	-	-	-
A-112	緑	1丁目27-4	〃	15.4903	-	-	-
A-116	石 井	石原67-2	〃	11.9109	-	-	-
A-117	小 川	山中185-3	〃	10.7608	-	-	-
A-118	高 棚	蛭田44	〃	9.0278	-	-	-
A-119	東 端	明和66-1	〃	7.1352	-	-	-
A-120	根 崎	南荒子1	〃	4.8704	-	-	-
A-121	横 山	寺下41	昭和48年	16.2786	-	-	-

※西三河と東三河は隔年で観測、平成25,27年度安城市内での測定はなし。
※資料は愛知県環境部の発表による。

地盤沈下水準点測定個所

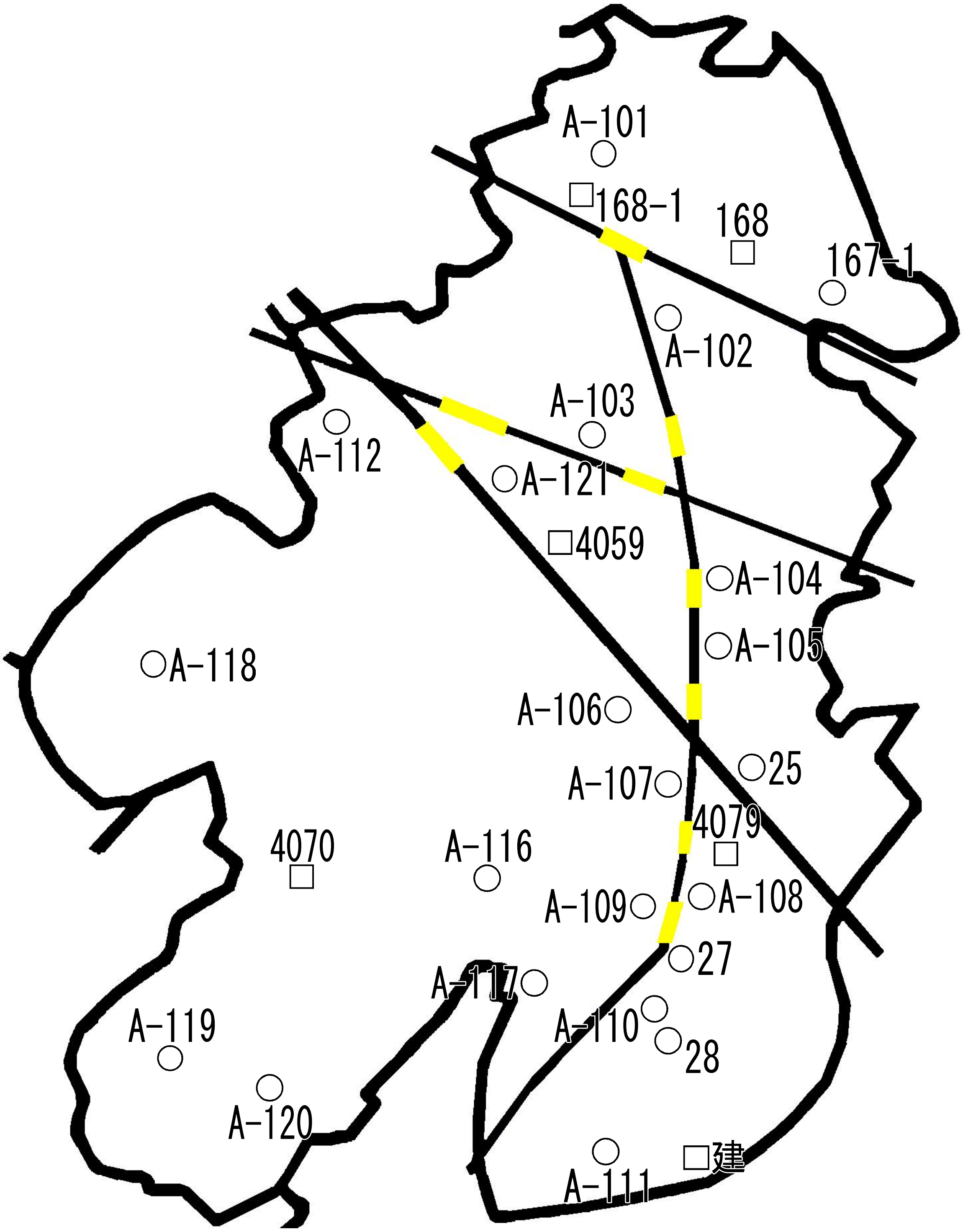

（注）　□印は国道地理院測定地点を示す。
　　　　○印は愛知県測定地点を示す。

（2）地下水位測定結果

地点＼年月	平成28年									平成29年			平均値	変動幅
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
和泉町大下 AN-1	12.80	12.30	13.35	13.80	13.70	13.50	13.45	13.00	12.90	12.60	12.90	12.20	13.04	1.60
横山町 AN-2	19.70	19.80	20.30	19.95	19.05	20.70	19.50	19.80	19.80	19.40	19.60	19.70	19.78	1.65

（注）AN：愛知県観測井

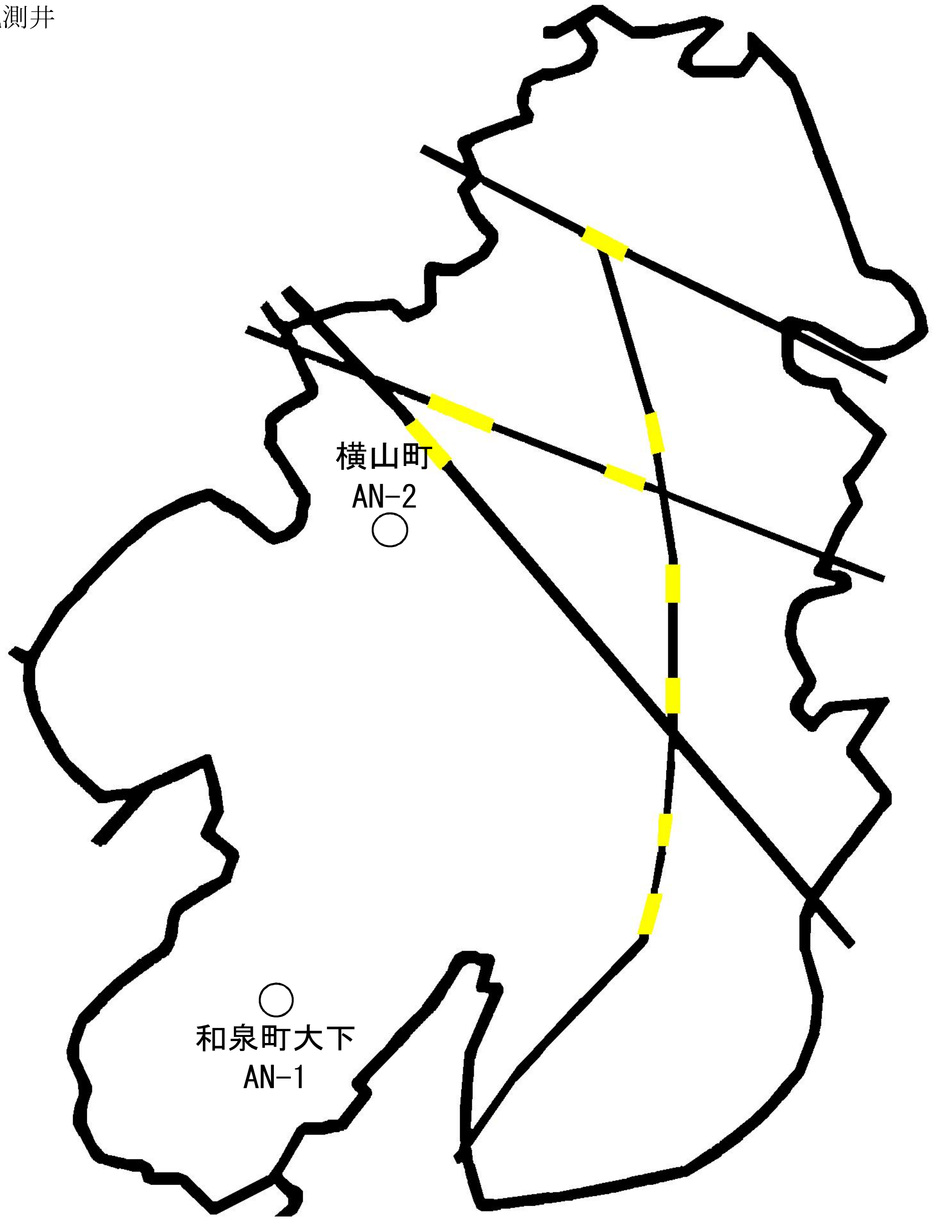

（3）地下水位の経年変化（年平均値）（単位：m）

地点＼年度		19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
和泉町大下	AN-1	15.53	14.41	13.17	13.24	13.19	13.32	13.31	13.02	12.86	13.04
横山町	AN-2	21.46	20.87	19.99	20.09	19.84	19.79	19.74	19.66	19.51	19.78

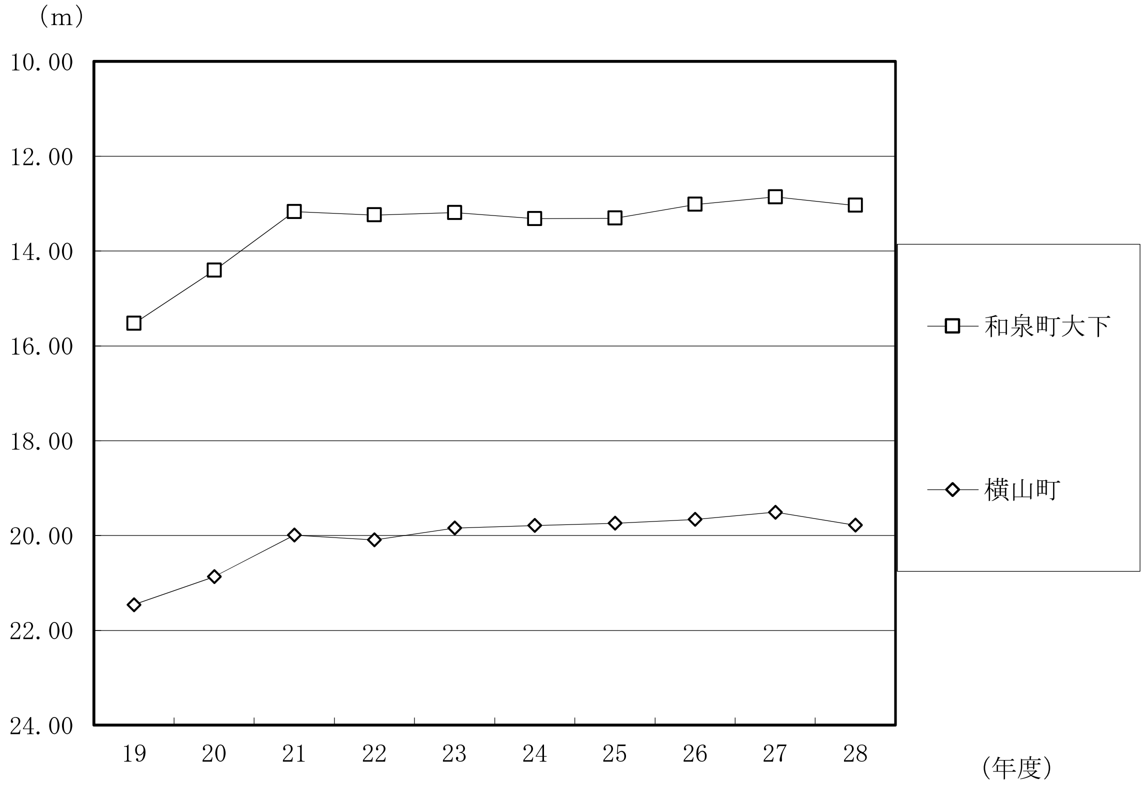

地下水位の経年変化

7　ダイオキシン類

（1）環境中におけるダイオキシン類測定結果

平成 28 年度のダイオキシン類調査において、環境基準の設定されている水質、底質、土壌については、いずれも環境基準値内であった。

(1)　水質　（単位：pg-TEQ/ﾘｯﾄﾙ）

半場川（隅田橋）	朝鮮川（山田橋）	上倉用悪水（アイシン機工東）	環境基準	判定
0.053	0.11	0.11	1以下	○

(2)　底質　（単位：pg-TEQ/g）

半場川（隅田橋）	朝鮮川（山田橋）	上倉用悪水（アイシン機工東）	環境基準	判定
1.5	0.95	1.6	150以下	○

(3)　土壌　（単位：pg-TEQ/g）

柿田公園（里町）	池浦西公園（池浦町）	日の出公園（日の出町）	環境基準	判定
0.18	0.0025	0.17	1,000以下	○

注：pg（ピコグラム）は1兆分の1ｇ

（2）排出ガス中におけるダイオキシン類測定結果

安城市環境クリーンセンターの概要

稼 動 日：平成9年3月20日

焼却能力：240ｔ/日（120ｔ/日 × 2基）

（単位：ng-TEQ/m³）

調査地点		測定値	法規制値※	判定
安城市環境クリーンセンター	1号炉	0.0015	1 （平成12年1月15日以降の新設炉は　0.1）	○
	2号炉	0.012		○

※　ダイオキシン類対策特別措置法施行規則の大気排出基準

注：ng（ナノグラム）は10億分の1ｇ

（3）大気環境中におけるダイオキシン類測定結果

（資料　愛知県環境部　　単位：pg-TEQ/m3）

調査地点	春季	夏季	秋季	冬季	平均	環境基準	判定
安城農林高校	0.0071	0.011	0.015	0.017	0.013	0.6以下	○

注：pg（ピコグラム）は1兆分の1ｇ

８　基準等

（１）人の健康の保護に関する環境基準（水質汚濁関係）

項　目	基準値	測　定　方　法
カドミウム	0.003mg／L以下	日本工業規格Ｋ0102（以下「規格」という。）55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格 38.1.2 及び 38.2 に定める方法、規格 38.1.2 及び 38.3 に定める方法又は規格 38.1.2 及び 38.5 に定める方法
鉛	0.01mg／L以下	規格 54 に定める方法
六価クロム	0.05mg／L以下	規格 65.2 に定める方法（ただし、規格 65.2.6 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合にあつては、日本工業規格 K0170-7 の 7 の a)又は b)に定める操作を行うものとする。）
砒素	0.01mg／L以下	規格 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法
総水銀	0.0005mg／L以下	付表１に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表２に掲げる方法
ＰＣＢ	検出されないこと。	付表３に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg／L以下	日本工業規格Ｋ0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002mg／L以下	日本工業規格Ｋ0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg／L以下	日本工業規格Ｋ0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg／L以下	日本工業規格Ｋ0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg／L以下	日本工業規格Ｋ0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg／L以下	日本工業規格Ｋ0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg／L以下	日本工業規格Ｋ0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg／L以下	日本工業規格Ｋ0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg／L以下	日本工業規格Ｋ0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg／L以下	日本工業規格Ｋ0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006mg／L以下	付表４に掲げる方法
シマジン	0.003mg／L以下	付表５の第１又は第２に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg／L以下	付表５の第１又は第２に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg／L以下	日本工業規格Ｋ0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01mg／L以下	規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg／L以下	硝酸性窒素にあつては規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格 43.1 に定める方法
ふっ素	0.8mg／L以下	規格 34.1 若しくは 34.4 に定める方法又は規格 34.1c)（注（6）第三文を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。）及び付表６に掲げる方法
ほう素	1mg／L以下	規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1,4－ジオキサン	0.05mg／L以下	付表７に掲げる方法

備考

１　基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

２　「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表２において同じ。

３　海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

４　硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

（２）生活環境の保全に関する環境基準

生活環境の保全に関する環境基準は，河川，湖沼及び海域ごとに利用目的等に応じてそれぞれ水域類型の指定が行われ，各水域ごとに達成期間を示して，その達成，維持を図るものとされている。各公共用水域が該当する水域類型の指定は，「環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令」（平成５年 11 月 19 日政令 371）に基づき，環境大臣もしくは都道府県知事が行う。

① 河川の基準値（湖沼を除く）

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度（ｐＨ）	生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）	浮遊物質量（ＳＳ）	溶存酸素量（ＤＯ）	大腸菌群数
ＡＡ	水道１級 自然環境保全及びＡ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
Ａ	水道２級 水産１級 水浴及びＢ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
Ｂ	水道３級 水産２級 及びＣ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL 以下
Ｃ	水産３級 工業用水１級及びＤ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50mg/L 以下	5 mg/L 以上	－
Ｄ	工業用水２級 農業用水及びＥの欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100mg/L 以下	2 mg/L 以上	－
Ｅ	工業用水３級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg/L 以上	－

備考
1　基準値は，日間平均値とする（湖沼，海域もこれに準ずる。）。
2　農業用利水点については，水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下，溶存酸素量 5mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。

(注)
1　自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2　水　道　１級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
　　〃　　２級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
　　〃　　３級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3　水　産　１級：ヤマメ，イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産２級及び水産３級の水産生物用
　　〃　　２級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産３級の水産生物用
　　〃　　３級：コイ，フナ等，β－中腐水性水域の水産生物用
4　工業用水１級：沈澱等による通常の浄水操作を行うもの
　　〃　　２級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
　　〃　　３級：特殊の浄水操作を行うもの
5　環 境 保 全 ：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を感じない限度

② 湖沼の基準値（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が４日間以上である人工湖）

ア

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度（ｐＨ）	化学的酸素要求量（ＣＯＤ）	浮遊物質量（ＳＳ）	溶存酸素量（ＤＯ）	大腸菌群数
ＡＡ	水道１級 水産１級 自然環境保全及びＡ以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg／L以下	1mg／L以下	7.5mg／L以上	50MPN／100mL以下
Ａ	水道２，３級 水産２級 水浴及びＢ以下の欄に掲げるの	6.5以上 8.5以下	3mg／L以下	5mg／L以下	7.5mg／L以上	1,000MPN／100mL以下
Ｂ	水産３級 工業用水１級 農業用水及びＣの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg／L以下	15mg／L以下	5mg／L以上	―
Ｃ	工業用水２級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg／L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg／L以上	―

備考
水産１級，水産２級及び水産３級については，当分の間，浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。
(注)
1　自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2　水 道　　１級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
　〃　２，３級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作，又は，前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3　水 産　　１級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産２級及び水産３級の水産生物用
　〃　　２級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産３級の水産生物用
　〃　　３級：コイ，フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
4　工業用水１級：沈澱等による通常の浄水操作を行うもの
　〃　　２級：薬品注入等による高度の浄水操作，又は，特殊な浄水操作を行うもの
5　環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を感じない限度

イ

類型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値	
		全 窒 素	全 燐
Ⅰ	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
Ⅱ	水道１，２，３級(特殊なものを除く。) 水産１種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01 mg/L以下
Ⅲ	水道３級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03 mg/L以下
Ⅳ	水産２種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05 mg/L以下
Ⅴ	水産３種　工業用水　農業用水　環境保全	1 mg/L以下	0.1 mg/L以下

備考
1　基準値は年間平均値とする。
2　水域の類型指定は，湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれのある湖沼について行うものとし，全窒素の項目の基準値は，全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
3　農業用水については，全燐の項目の基準値は適用しない。
(注)
1　自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2　水　道　１級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
　〃　　２級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
　〃　　３級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは，臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
3　水　産　１種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産２種及び水産３種の水産生物用
　〃　　２種：ワカサギ等の水産生物用及び水産３種の水産生物用
　〃　　３種：コイ，フナ等の水産生物用
4　環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を感じない限度

（３）環境基準に係る水域類型の指定

水域名	該当類型	達成期間	水域区分	備考
矢作川上流 (1) (矢作ダムより上流の矢作川)	ＡＡ	イ	矢作川水域	昭和 48 年 3 月 30 日 愛知県告示
矢作川上流 (矢作ダムから 明治用水頭首口まで)	Ａ	イ		昭和 45 年 9 月 1 日 閣議決定
矢作川下流 (明治用水頭首工より下流)	Ｂ	イ		
鹿乗川（全域）	Ｃ	ロ		昭和 50 年 3 月 31 日 愛知県告示
猿渡川（全域）	Ｄ	ハ	境川等水域	昭和 45 年 9 月 1 日閣議決定
朝鮮川（全域）	Ｃ	イ		平成 10 年 3 月 30 日 愛知県告示
半場川（全域）	Ｃ	ロ		昭和 45 年 9 月 1 日 閣議決定
長田川（全域）	Ｃ	ロ		
稗田川（全域）	Ｃ	ロ		
油ケ淵（全域）	湖沼Ｂ	イ		

(注)　達成期間の分類は次のとおりとする。
1　「イ」は、直ちに達成
2　「ロ」は、５年以内で可及的すみやかに達成
3　「ハ」は、５年を超える期間で可及的すみやかに達成

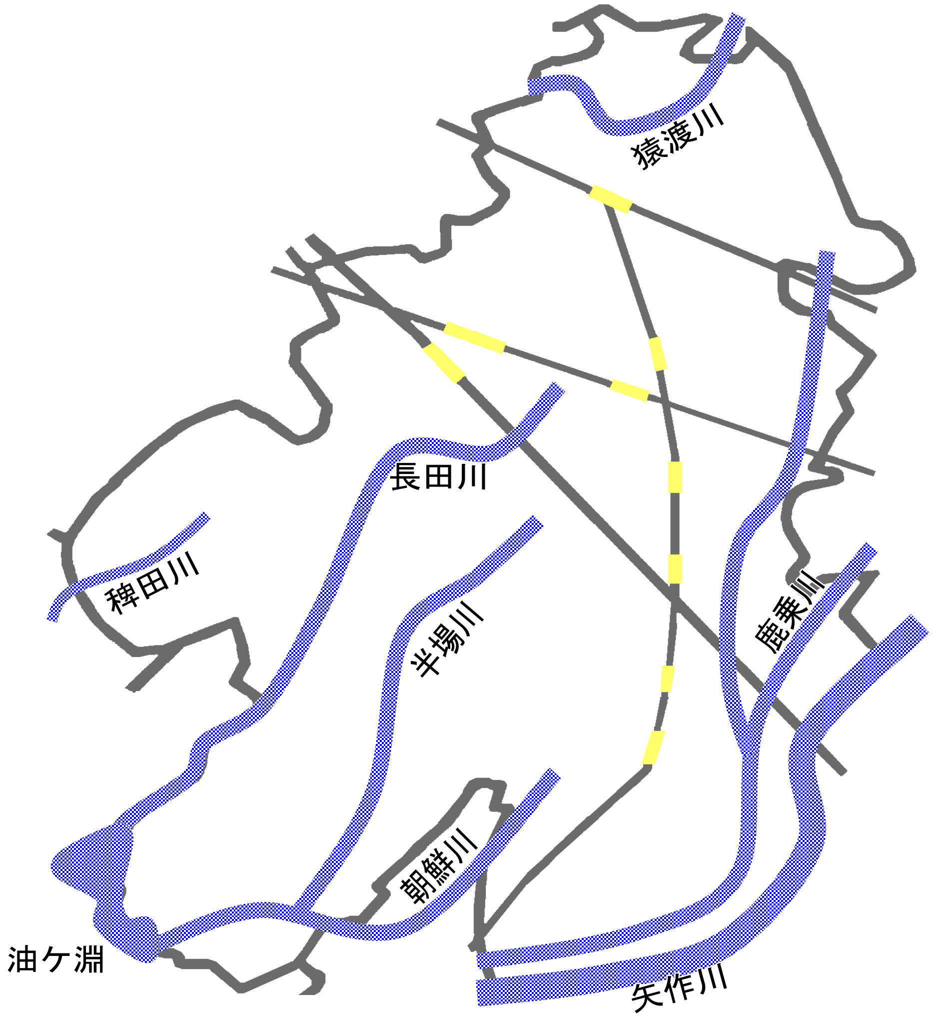

（４）騒音に係る環境基準

① 道路に面する地域以外の地域

地域の類型		基準値 昼間（６時～２２時）	基準値 夜間（２２時～翌日の６時）
Ａ類型	１種低住、２種低住 １種中住、２種中住	５５ ｄＢ以下	４５ ｄＢ以下
Ｂ類型	１種住居、２種住居 準住居、調整区域		
Ｃ類型	近隣商業、商業 準工、工業	６０	５０

（注）環境基準とは、環境基本法第１６条第１項の規定に基づき、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準をいう。

② 道路に面する地域

地域の区分 ＼ 時間の区分	基準値 昼間（６時～２２時）	基準値 夜間（２２時～翌日の６時）
Ａ類型の地域のうち２車線以上の車線を有する道路に面する地域	６０ ｄＢ以下	５５ ｄＢ以下
Ｂ類型の地域のうち２車線以上の車線を有する道路に面する地域	６５ ｄＢ以下	６０ ｄＢ以下
Ｃ類型の地域のうち車線を有する道路に面する地域		

幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値 昼間（６時～２２時）	基準値 夜間（２２時～翌日の６時）
７０ｄＢ以下	６５ｄＢ以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては４５ｄＢ以下、夜間にあっては４０ｄＢ以下）によることができる。	

（注）１「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。
①道路法第３条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県及び市町村道（市町村道にあっては４車線以上の車線を有する区間に限る。）
②上記に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第７条第１項第１号に定める自動車専用道路。
２「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じた道路端からの距離により、特定された範囲をいう。
①２車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 １５ｍ
②２車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 ２０ｍ

（５）特定工場等に係る規制基準

時間の区分			騒音（ｄＢ）			振動（ｄＢ）	
地域の区分			昼間	朝・夕	夜間	昼間	夜間
騒音規制法	振動規制法	条　　　例	8 時～19 時	6 時～8 時 19 時～22 時	22 時～ 翌日の 6 時	7 時～20 時	20 時～ 翌日の 7 時
第１種区域	第１種区域	１種低住、１種中住、 ２種低住、２種中住	４５	４０	４０	６０	５５
第２種区域		１種住居、２種住居、 準住居	５０	４５	４０	６５	５５
第３種区域	第２種区域	調整区域	６０	５５	５０	６５	６０
		近隣商業、商業、準工	６５	６０	５０		
第４種区域		工業	７０	６５	６０	７０	６５
		工専	７５	７５	７０	７５	７０
		都市計画区域以外の地域	６０	５５	５０	６５	６０

（６）自動車騒音に係る要請限度

区　域　の　区　分			基　　準　　値	
			昼間（６時～２２時）	夜間（２２時～翌日の６時）
a	１種低住、２種低住、 １種中住、２種中住	１　車　線	６５　ｄＢ以下	５５　ｄＢ以下
		２車線以上	７０	６５
b	１種住居、２種住居、 準住居、調整区域	１　車　線	６５	５５
		２車線以上	７５	７０
c	近隣商業、商業 準工、工業	１　車　線	７５	７０
		２車線以上	７５	７０
幹線交通を担う道路に近接する区域			７５	７０

（注）要請限度とは、自動車騒音がその限度を超えていることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認められるとき市町村長が県公安委員会に道路交通法の規定による処置をとるよう要請することができる基準をいう。

（７）道路交通振動に係る要請限度

区域区分		昼間（７～２０時）	夜間（２０～翌日の７時）
第１種	１種低住、２種低住、１種中住、２種中住、１種住居、２種住居、準住居、	６５　ｄＢ以下	６０　ｄＢ以下
第２種	調整区域、近隣商業、商業、準工、工業	７０	６５

（８）大気汚染に係る環境基準

物　　質	環境上の条件	
	環　境　基　準	評価方法 長期的評価
二酸化硫黄 （ＳＯ$_2$）	１時間値の１日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、１時間値が 0.1ppm 以下であること。	１日平均値である測定値につき、測定値の高い方から２％の範囲内にあるものを除外した値が 0.04ppm 以下に維持されること。 ただし、１日平均値が 0.04ppm を超えた日が２日以上連続しないこと。
二酸化窒素 （ＮＯ$_2$）	１時間値の１日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	年間における１日平均値のうち、低い方から 98％に相当する値が、0.06ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質 （ＳＰＭ）	１時間値の１日平均値が 0.10mg/m^3 以下であり、かつ、１時間値が 0.20mg/m^3 以下であること。	１日平均値である測定値につき、測定値の高い方から２％の範囲内にあるものを除外した値が０．10 mg/m^3 に維持されること。 ただし、１日平均値が０．10 mg/m^3 を超えた日が２日以上連続しないこと。
一酸化炭素 （ＣＯ）	１時間値の１日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、１時間値の８時間平均値が 20ppm 以下であること。	１日平均値である測定値につき、測定値の高いほうから２％の範囲内にあるものを除外した値が 10ppm 以下に維持されること。 ただし、１日平均値が 10ppm を超えた日が２日以上連続しないこと。
光化学オキシダント （ＯＸ）	１時間値が 0.06ppm 以下であること。	年間を通じて、１時間値が 0.06ppm 以下に維持されること。
ベンゼン （Ｃ$_6$Ｈ$_6$）	１年平均値が 0.003mg/m^3 以下であること。	同一地点で連続 24 時間サンプリングした測定値を算術平均した年平均値により評価
トリクロロエチレン （Ｃ$_2$ＨＣℓ$_3$）	１年平均値が 0.2mg/m^3 以下であること。	同一地点で連続 24 時間サンプリングした測定値を算術平均した年平均値により評価
テトラクロロエチレン （Ｃ$_2$ＨＣℓ$_4$）	１年平均値が 0.2mg/m^3 以下であること。	同一地点で連続 24 時間サンプリングした測定値を算術平均した年平均値により評価

物　　質	環境上の条件		
	環　境　基　準	評価方法	
		長期的評価	短期的評価
微小粒子状物質 （ＰＭ２．５）	１年平均値が 15μg/m^3 以下であり、かつ、１日平均値が 35μg/m^3 以下であること。	１年平均値が 15μg/m^3 以下であること。	１日平均値の年間 98 パーセンタイル値が 35μg/m^3 以下であること。

（９）悪臭防止法に係る規制基準及び規制地域区分

①臭気指数に係る規制基準

（ア）敷地境界線における規制基準

規制地域の区分	第１種地域	第２種地域	第３種地域
臭気指数	１２	１５	１８

（イ）煙突等の気体排出口における規制基準

規制基準は、気体排出口からの悪臭の最大着地濃度地点での値が①（ア）の敷地境界線における規制基準の値と同等となるよう、悪臭防止法施行規則（昭和４７年総理府令第３９号）第６条の２に定める方法により算出した値

（ウ）排水口からの排出水に係る規制基準

規制地域の区分	第１種地域	第２種地域	第３種地域
臭気指数	２８	３１	３４

（注）臭気指数は、試料を人間の嗅覚で臭気を感じられなくなるまで無臭の空気（試料が水の場合は無臭の水）で希釈した時の希釈倍数（臭気濃度）から次式により算定される。

（臭気指数）＝１０×$\log_{10}$（臭気濃度）

（参考）臭気指数１０：ほとんどの人が気にならない臭気
臭気指数１２～１５：気をつければ分かる臭気（希釈倍数１６～３２倍）
臭気指数１８～２１：らくに感知できる臭気（希釈倍数６３～１２６倍）

②規制地域
第１種地域：１種低住、１種・２種中高住、１種住居、準住居、商業、近隣商業、準工業地域
第２種地域：工業地域
第３種地域：工業専用地域及び市街化調整区域

（10）土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液１Ｌにつき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米１kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。
鉛	検液１Ｌにつき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液１Ｌにつき 0.05mg 以下であること。
砒（ひ）素	検液１Ｌにつき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌１kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液１Ｌにつき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
ＰＣＢ	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌１kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液１Ｌにつき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液１Ｌにつき 0.002mg 以下であること。
１，２－ジクロロエタン	検液１Ｌにつき 0.004mg 以下であること。
１，１－ジクロロエチレン	検液１Ｌにつき 0.1mg 以下であること。
シス－１，２－ジクロロエチレン	検液１Ｌにつき 0.04mg 以下であること。
１，１，１－トリクロロエタン	検液１Ｌにつき１mg 以下であること。
１，１，２－トリクロロエタン	検液１Ｌにつき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液１Ｌにつき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液１Ｌにつき 0.01mg 以下であること。
１，３－ジクロロプロペン	検液１Ｌにつき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液１Ｌにつき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液１Ｌにつき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液１Ｌにつき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液１Ｌにつき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液１Ｌにつき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液１Ｌにつき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液１Ｌにつき１mg 以下であること。

備考

１環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

２カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水１ℓにつき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び１mg を超えていない場合には、それぞれ検液１l につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び３mg とする。

３「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

４有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びＥＰＮをいう。

９　公害苦情

（１）発生源･種類別苦情処理件数

（28年度）

発生源＼種類	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	土壌汚染	地盤沈下	その他	計	比率(%)
農業	12	1	1	0	1	0	0	4	19	10.8
建設業	6	0	14	3	0	0	0	2	25	14.2
製造業	4	6	10	1	1	0	0	0	22	12.5
卸売･小売業･飲食店	1	0	4	0	2	0	0	1	8	4.5
家庭生活	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
空地	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
その他	61	8	9	0	1	0	0	23	102	58.0
計	84	15	38	4	5	0	0	30	176	100

（２）月別･種類別苦情処理件数

（28年度）

月＼種類	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	土壌汚染	地盤沈下	その他	その他（雑草）	合計
4	2	1	3	0	0	0	0	0	1	7
5	6	0	8	0	1	0	0	1	4	20
6	6	1	4	0	1	0	0	0	2	14
7	6	2	5	0	1	0	0	1	6	21
8	12	1	4	1	1	0	0	0	6	25
9	9	1	2	0	1	0	0	3	3	19
10	12	0	4	1	0	0	0	0	2	19
11	11	2	2	0	0	0	0	0	0	15
12	9	2	3	1	0	0	0	0	0	15
1	7	0	2	1	0	0	0	0	0	10
2	3	2	0	0	0	0	0	0	1	6
3	1	3	1	0	0	0	0	0	0	5
計	84	15	38	4	5	0	0	5	25	176
比率（%）	47.8%	8.5%	21.6%	2.3%	2.8%	0.0%	0.0%	2.8%	14.2%	100%

（３）用途地域別苦情処理件数

（28年度）

用途地域	一種低住	一種中高住	二種中高住	一種住居	準住居	近隣商業	商業	準工	工業	工専	調整区域	不明（市外）	合計
件数	0	10	0	24	1	4	5	4	9	4	114	1	176

（４）被害の種類別苦情処理件数

（28年度）

	健康	財産	動・植物	感覚的・心理的	その他	合計
大気汚染	15	1	1	65	2	84
水質汚濁	0	0	0	3	12	15
騒音	1	0	0	37	0	38
振動	0	2	0	2	0	4
悪臭	0	0	0	5	0	5
その他	1	1	8	15	5	30
合計	17	4	9	127	19	176

（５）苦情件数経年変化

年度	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	その他	合計
19	59	23	24	1	18	23	148
20	61	22	27	1	20	19	150
21	55	19	30	2	22	22	150
22	58	26	24	0	15	22	145
23	68	21	21	2	8	16	136
24	57	13	39	2	12	16	139
25	96	19	34	0	15	43	207
26	80	16	40	1	11	34	182
27	97	16	38	1	10	36	198
28	84	15	38	4	5	30	176

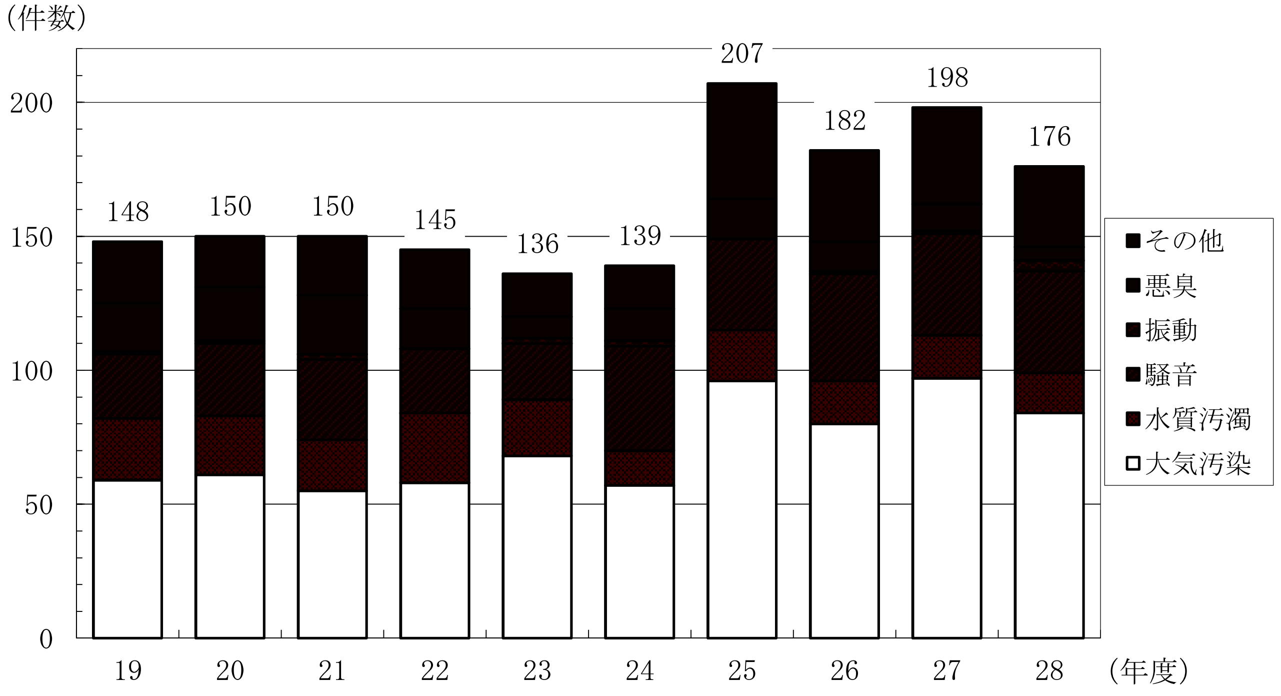

公害苦情件数経年変化

１０　対策

(1)公害防止協定の締結状況

（平成29年3月31日現在）

企　　業　　名	締結年月日	備　考
1　アイシン・エィ・ダブリュ㈱	Ｓ４６．　９．１７	新　設
2　愛三工業㈱安城工場	Ｓ４６．　９．１７	新　設
3　㈱デンソー安城製作所	Ｓ４６．１０．１８	増　設
4　丸中鍛工㈱	Ｓ４７．　７．１１	新　設
5　中部ビニール工業㈱	Ｓ４７．　７．１１	新　設
6　㈱デンソー高棚製作所	Ｓ４７．１１．　７	新　設
7　三井化学東セロ㈱安城工場	Ｓ４８．　１．１２	新　設
8　㈱ＵＡＣＪ押出加工名古屋	Ｓ４８．　６．１５	増　設
9　日本水産㈱安城工場	Ｓ４９．１１．　５	既　設
10　㈱ユーハイム中央工場	Ｓ４９．１１．　５	既　設
11　森永製菓㈱中京工場	Ｓ４９．１２．２０	既　設
12　㈲山本鉄工所	Ｓ４９．１２．２０	既　設
13　㈱マキタ	Ｓ５０．　３．２８	既　設
14　㈱イノアックコーポレーション安城事業所	Ｓ５０．　３．２８	既　設
15　アンデン㈱本社工場	Ｓ５０．　３．２８	既　設
16　日本モウルド工業㈱	Ｓ５０．　３．２８	既　設
17　アイシン精機㈱安城工場	Ｓ５０．　７．２２	既　設
18　㈱イノアックコーポレーション桜井事業所	Ｓ５０．　７．２２	既　設
19　㈱ニッセイ本社工場・減速機第２工場	Ｓ５０．　７．２２	既　設
20　中央精機㈱尾崎工場	Ｓ５１．１０．１２	新　設
21　㈱タチエス愛知工場	Ｓ５２．　６．　１	新　設
22　㈱キヌウラ	Ｓ５２．１１．２６	既　設
23　㈱テクノフォームジャパン	Ｓ５２．１１．２６	新　設
24　豊臣機工㈱	Ｓ５４．　３．２７	既　設
25　日本モウルド工業㈱東端工場	Ｓ５４．　３．２７	新　設
26　サンデイリー㈱	Ｓ５５．　９．３０	新　設
27　あいち中央農協総合センター	Ｓ５５．　９．３０	既　設
28　㈱中央製作所	Ｓ５７．　５．２５	既　設
29　アサヒ精機㈱	Ｓ５７．　６．　３	新　設
30　メトロ電気工業㈱愛知工場	Ｓ５７．１２．　３	既　設
31　竹内鉄工㈱	Ｓ６０．　３．２０	新　設
32　アイシン精機㈱小川工場	Ｓ６０．１１．２１	新　設
33　㈱ニッセイ安城南工場	Ｓ６１．　１．　７	新　設
34　中部電力㈱（碧南火力発電所）	Ｓ６２．　８．２５	新　設
	Ｈ　９．１２．１２	増　設
35　山崎製パン㈱安城工場	Ｓ６３．　４．１９	新　設
36　㈱平松木型製作所	Ｓ６３．　４．１９	新　設
37　㈱フクテック	Ｓ６３．　４．１９	新　設
38　東洋理工㈱	Ｈ　１．　８．２１	既　設
39　アイシン・エィ・ダブリュ㈱工機工場	Ｈ　７．　４．２８	新　設
40　ユケン工業㈱高棚工場	Ｈ１０．　６．１７	新　設
41　㈱丹羽鉄工所	Ｈ１５．　７．　１	新　設
42　㈱豊田自動織機安城工場	Ｈ１６．　９．１７	新　設
43　㈱ツカモト	Ｈ１７．　７．１１	新　設
44　㈱荒井道製作所明祥工場	Ｈ１８．　４．１８	新　設
45　万能工業㈱明祥工場	Ｈ１８．　４．２４	新　設
46　㈱デンソーエアシステムズ安城事業所	Ｈ２３．１１．　１	新　設
合　　計	４６件	

（２）生活排水対策実践事業

啓発資料配布　リーフレット（市広報折込み：全戸配布）

（３）油ヶ淵浄化デー

実　　施　　日	清　掃　河　川	実施町内会
平成１３年７月２２日	朝　鮮　川	小　川　町
平成１４年７月２８日	油　ケ　淵	東端・根崎町
平成１５年７月２７日	長　田　川	福　釜　町
平成１６年７月２５日	半　場　川	城ケ入町
平成１７年７月２４日	長　田　川	榎　前　町
平成１８年７月３０日	半　場　川	和　泉　町
平成２０年７月１９日	半場川・東隅田川	赤　松　町
平成２１年７月２６日	長　田　川	箕　輪　町
平成２２年７月２５日	半　場　川	城ケ入町
平成２３年７月２４日	長　田　川	榎　前　町
平成２４年７月２２日	油ヶ淵・長田川・半場川	東端・根崎町
平成２５年７月２８日	油ヶ淵・長田川・半場川	東端・根崎町
平成２６年７月２７日	油ヶ淵・長田川・半場川	東端・根崎町
平成２７年７月２６日	油ヶ淵・長田川・半場川	東端・根崎町
平成２８年７月２４日	油ヶ淵・長田川・半場川	東端・根崎町

※平成19年度は台風のため中止

１１　附　録

（１）大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設の届出状況

（平成29年3月31日現在　資料：西三河県民事務所）

施設番号	施　設　名	施設数
1	ボイラー	230
5	金属の精製又は鋳造の用に供する溶解炉	14
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	47
9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶解炉	4
10	無機化学工業製品又は食料品の製造の用に供する反応炉及び直火炉	5
11	乾燥炉	24
13	廃棄物焼却炉	2
29	ガスタービン	0
30	ディーゼル機関	3
31	ガス機関	0
施　設　合　計		329
届出工場・事業場数		102

（２）県民の生活環境の保全等に関する条例に基づくばい煙発生施設の届出状況

（平成29年3月31日現在　資料：西三河県民事務所）

施設番号	施　設　名	施設数
1	ボイラー	73
5	金属の精製又は鋳造の用に供する溶解炉	4
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	0
10	焼成炉	9
11	直火炉	1
12	乾燥炉	5
14	廃棄物焼却炉	0
15	付着油処理施設	2
35-ハ	接着テープ又はフィルムの製造の用に供する混合施設、溶解施設、乾燥施設及び焼付施設	49
35-ヘ	金属の表面加工の用に供する脱脂施設	0
35-ト	化学工業品又は石油製品の製造の用に供する施設のうち蒸発施設、濃縮施設、混合施設及び溶解施設	23
37	輸送用機械器具の製造の用に供する塗装用乾燥施設	0
40	鋳造の用に供するシェルモールド中子造型施設	22
44	ジクロロメタンを使用する脱脂・洗浄施設	0
45	ウレタンの製造の用に供する発泡施設	3
46	接着剤塗布施設	0
施　設　合　計		191
届出工場・事業場数		46

（３）大気汚染防止法に基づく粉じん発生施設の届出状況

（平成29年3月31日現在　資料：西三河県民事務所）

施設番号	施　設　名	施設数
1	コークス炉	0
2	堆積場	12
3	コンベア	45
4	破砕機・摩砕機	12
5	ふるい	1
施　設　合　計		70
届出工場・事業場数		17

（４）県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく 粉じん発生施設及び炭化水素系物質発生施設の届出状況

① 粉じん発生施設 （平成29年3月31日現在 資料：西三河県民事務所）

施設番号	施 設 名	施設数
1	コークス炉	0
2	堆積場	4
3	コンベア	47
4	破砕機・粉砕機・摩砕機・研磨機	153
5	ふるい	5
6	打綿機・混打綿機	21
7	チッパー・砕木機	1
8	吹付け塗装機	10
施 設 合 計		241
届出工場・事業場数		45

② 炭化水素系物質発生施設 （平成29年3月31日現在 資料：西三河県民事務所）

施設番号	施 設 名	施設数
1	原油等貯蔵施設	0
2	ガソリンスタンドのガソリン貯蔵施設	17
施 設 合 計		17
届出工場・事業場数		17

（５）水質汚濁防止法に基づく特定事業場数

（平成29年3月31日現在 資料：西三河県民事務所）

業 種 等 名	事 業 場 数		
	衣浦湾・境川等水域	矢作川水域	合 計
畜産農業	5 (0/1)	1 (0/0)	6 (0/1)
食料品製造業	10 (4/4)	3 (2/2)	13 (6/6)
繊維工業	1 (1/1)	0 (0/0)	1 (1/1)
パルプ・紙製造業	2 (2/2)	0 (0/0)	2 (2/2)
化学工業	0 (0/0)	0 (0/0)	0 (0/0)
窯業	1 (0/0)	0 (0/0)	1 (0/0)
鉄鋼業	0 (0/0)	0 (0/0)	0 (0/0)
金属機械製造業	44 (13/22)	6 (3/4)	50 (16/26)
浄水施設	2 (0/0)	0 (0/0)	2 (0/0)
旅館業	14 (3/5)	2 (0/0)	16 (3/5)
飲食店等	2 (0/1)	0 (0/0)	2 (0/1)
洗たく業	30 (0/0)	10 (0/0)	40 (0/0)
病院	1 (0/0)	1 (1/1)	2 (1/1)
自動式車両洗浄施設	47 (1/1)	15 (0/0)	62 (1/1)
試験研究機関	6 (0/1)	0 (0/0)	6 (0/1)
ごみ処理場	1 (0/0)	0 (0/0)	1 (0/0)
し尿処理・下水道終末処理施設	6 (5/5)	1 (0/1)	7 (5/6)
指定地域特定施設	31 (4/4)	14 (4/4)	45 (8/8)
その他	14 (3/3)	6 (1/1)	20 (4/4)
合 計	217 (36/50)	59 (11/13)	276 (47/63)

（ ）内は、総量規制対象事業場数/規制対象事業場数

（６）特定建設作業の届出件数

（平成29年3月31日現在）

騒音関係			届出件数	
法	条例	区分	騒音規制法	県条例
1	1	くい打機等を使用する作業	39	0
2	2	びょう打機を使用する作業	0	0
3	3	さく岩機を使用する作業	176	0
4	4	空気圧縮機を使用する作業	86	0
5	5	コンクリートプラント等を設けて行う作業	2	0
6	－	バックホウを使用する作業	327	—
7	－	トラクターショベルを使用する作業	15	—
8	－	ブルドーザーを使用する作業	38	—
－	6	建造物を動力、火薬等で解体、破壊する作業	—	52
－	7	コンクリートミキサー等を使用する作業	—	286
－	8	コンクリートカッターを使用する作業	—	378
－	9	ブルドーザー等を使用する作業	—	791
－	10	ロードローラー等を使用する作業	—	559
合計			683	2,066

（平成29年3月31日現在）

振動関係			届出件数	
法	条例	区分	振動規制法	県条例
1	1	くい打機等を使用する作業	43	1
2	2	鋼球を使用して建築物等を破壊する作業	0	0
3	3	舗装版破砕機を使用する作業	23	0
4	4	ブレーカーを使用する作業	243	0
合計			309	1

（７）県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく騒音発生施設・振動発生施設の届出状況

①　騒音発生施設　（平成29年3月31日現在）

騒音発生施設の種類		騒音発生施設設置工場等数	騒音発生施設総数
1	金属加工機械	137	1,604
2	空気圧縮機及び冷凍機	286	2,602
3	土石用破砕機等	7	14
4	織機	28	798
5	建設用資材製造機械	3	5
6	穀物用製粉機	0	0
7	木材加工機械	42	123
8	抄紙機	0	2
9	印刷機械	13	11
10	合成樹脂用射出成型機	17	330
11	鋳型製造機	0	14
12	ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン	29	67
13	送風機及び排風機	66	1,437
14	走行クレーン	8	88
15	洗びん機	2	6
16	真空ポンプ	0	96
合計		638	7,197

② 振動発生施設 （平成29年3月31日現在）

振動発生施設の種類		振動発生施設設置工場等数	振動発生施設総数
1	金属加工機械	123	2,085
2	圧縮機及び冷凍機	210	1,921
3	土石用破砕機等	10	43
4	織機	30	370
5	コンクリートブロックマシン等	1	6
6	木材加工機械	1	1
7	印刷機械	5	55
8	ゴム練用ロール機等	2	18
9	合成樹脂用射出成形機	19	838
10	鋳型造型機	4	78
11	穀物用製粉機	0	0
12	ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ及びｶﾞｿﾘﾝｴﾝｼﾞﾝ	26	80
13	送風機及び排風機	103	2,116
合　計		534	7,611

（８）騒音規制法に基づく特定施設の届出状況

（平成29年3月31日現在）

特定施設の種類		特定工場等数	特定施設総数
1	金属加工機械	158	1,602
2	空気圧縮機等	257	1,941
3	土石用破砕機等	9	14
4	織械	28	797
5	建設用資材製造機械	3	5
6	穀物用製粉機	0	0
7	木材加工機械	42	124
8	抄紙機	0	0
9	印刷機械	12	51
10	合成樹脂用射出成形機	24	301
11	鋳型造型機	0	17
合　計		533	4,852

（９）振動規制法に基づく特定施設の届出状況

（平成29年3月31日現在）

特定施設の種類		特定工場等数	特定施設総数
1	金属加工機械	141	2,081
2	圧縮機	193	981
3	土石用破砕機等	12	47
4	織械	30	369
5	コンクリートブロックマシン等	1	6
6	木材加工機械	1	2
7	印刷機械	6	52
8	ゴム練用ロール機等	2	21
9	合成樹脂用射出成形機	28	863
10	鋳型造型機	3	63
合　計		417	4,485

（10）県民の生活環境の保全等に関する条例の規定に基づく悪臭関係工場等届出状況

（平成29年3月31日現在）

悪臭関係業種		届出件数
1　畜産農業	イ　豚房施設	2
	ロ　牛房施設	5
	ハ　鶏飼育	2
	ニ　うずら飼育	0
	小　　計	9
2　飼料・肥料製造業		0
3　コーンスターチ製造業		0
4　レーヨン製造業		0
5　クラフトパルプ製造業		0
6　セロファン製造業		0
7　ゴム製品製造業		1
8　石油化学工業		0
9　石油精製業		0
10　製造業		0
11　鋳物製造業		0
12　化製場		0
13　し尿処理施設		1
14　ごみ処理場		2
15　終末処理場		1
合　　　計		14

（11）安城市環境基本条例

前文

私たちのまち安城は、日本デンマークを培った広大な大地と豊かな自然に恵まれ、多くの人々のたゆみない努力により産業と文化をはぐくみ、今日まで発展してきた。

しかしながら、近年、私たちの暮らしは、産業の発展につれ物質的に豊かで便利になる一方で、限りある資源やエネルギーを大量に消費し、多量の廃棄物を排出し、身近な自然を減少させるにとどまらず、人類の生存基盤である地球環境にまで影響を及ぼし始めている。

私たちは、良好な環境の下に健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、このかけがえのない環境を健全で恵み豊かなものとして、将来の世代に引き継いでいく責務を担っている。

今こそ私たちは、人間にとって真の豊かな生活とは何かを考え直し、地球的視野に立って、自主的に社会経済活動による環境への負荷を減らし、すべての者が一体となって、循環型社会の形成を目指した行動を起こさなければならない。

このような認識の下に、環境への負荷の少ない人と自然とが共生することができる地球にやさしい環境都市を実現するため、ここに、この条例を制定する。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）環境への負荷　人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

（２）公害　環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

（３）地球環境保全　人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

（基本理念）

第３条　環境の保全及び創造は、すべての市民が健全で恵み豊かな環境を確保するとともに、これが将来の世代に継承されるように適切に行われなければならない。

２　環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民それぞれの責務に応じた公平な役割分担及びこれらの者の協働のもとに、自主的かつ積極的に行われなければならない。

３　環境の保全及び創造は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷を可能な限り低減することにより、人と自然とが共生できる循環型社会が構築されることを旨として行われなければならない。

４　地球環境保全は、人類共通の重要課題であるとともに、通常の諸活動が地球環境に影響を及ぼすものであることから、すべての事業活動及び身近な日常生活において自主的かつ積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第４条　市は、環境の保全及び創造に関し、市の区域の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

２　市は、自らの施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境への負荷の低減に努めなければならない。

（事業者の責務）

第５条　事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

２　事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動に係る製品等が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動において再生資源等を利用するように努めなければならない。

３　前２項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（市民の責務）

第６条　市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

２　前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（年次報告）

第７条　市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第２章　環境の保全及び創造に関する基本的施策

第１節　施策の策定等に係る方針

第８条　環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施は、次に掲げる事項を基本的な方針として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

（１）人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。

（２）生物の多様性の確保が図られるとともに、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。

（３）人と自然との豊かな触れ合いが保たれるとともに、地域の歴史的文化的特性を生かした快適な環境が創造されること。
（４）廃棄物の減量及び適正処理が進められ、資源の循環的な利用が促進されるとともに、エネルギーの有効利用が図られること。
（５）地球の温暖化防止、オゾン層の保護等の地球環境保全に貢献すること。

第２節　環境基本計画

第９条　市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、安城市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。
２　環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
（１）環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の方向
（２）前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
３　市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるように、必要な措置を講ずるものとする。
４　市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
５　前２項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第３節　環境の保全及び創造のための施策等

（環境配慮型公共工事等への取組）

第１０条　市は、公共工事等の施行に際しては、公害の防止、建設副産物の有効利用、エネルギーの効率的な利用その他環境負荷の少ない施行方法を採用した環境配慮型公共工事等に率先して取り組まなければならない。

（環境の保全及び創造に資する施設の整備等）

第１１条　市は、下水道、廃棄物の処理施設、公園、緑地その他の環境の保全及び創造に資する公共的施設の整備を積極的に推進するとともに、これらの施設の適切な利用の促進に努めなければならない。

（公害の防止等）

第１２条　市は、市民の健康の保護及び生活環境の保全のため、公害の防止、廃棄物の適正処理等に関して必要な措置を講ずるものとする。

（環境保全型農業の推進）

第１３条　市は、化学肥料及び農薬の使用の抑制、有機資源リサイクルその他の環境負荷の少ない方法を採用した環境保全型農業の推進のために、必要な措置を講ずるものとする。

（快適な環境の確保）

第１４条　市は、緑化の推進、水辺の整備、良好な景観の確保、歴史的文化的遺産の保全等に努め、潤いと安らぎのある快適な環境を確保するように、必要な措置を講ずるものとする。

（環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進等）

第１５条　市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。
２　市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

（環境教育等の推進）

第１６条　市は、環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるように学校、職場、家庭等を通じて、環境に関する教育及び学習の推進その他必要な措置を講ずるものとする。

（自発的活動の促進）

第１７条　市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体が自発的に行う環境美化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

（情報の提供）

第１８条　市は、環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するものとする。

（調査、監視等）

第１９条　市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。
２　市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、指導等に努めるものとする。

（地球環境保全及び広域的連携）

第２０条　市は、地球環境保全その他広域的な取組を必要とする環境の保全及び創造に関する施策の実施に当たっては、国、他の地方公共団体その他関係団体と協力して行うように努めるものとする。
２　市は、市の実施する国際交流を通じて、地球環境保全に関する国際協力を推進するように努めるものとする。

（施策の推進体制の整備）

第２１条　市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制の整備に努めるものとする。

第３章　環境審議会

第２２条　環境基本法（平成５年法律第９１号）第４４条の規定に基づき、安城市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。
２　審議会は、環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項を調査審議する。
３　審議会は、委員２０人以内で組織する。
４　委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
５　前各項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、平成13年４月１日から施行する。

（12）安城市環境審議会規則

（趣旨）

第１条　この規則は、安城市環境基本条例（平成 13 年安城市条例第 13 号）第 22 条第５項の規定に基づき、安城市環境審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第２条　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（1）　学識経験者

（2）　各種団体の代表者

（3）　関係行政機関の職員

（4）　その他市長が適当と認めた者

（会長及び副会長）

第３条　審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

２　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

４　会長、副会長ともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第４条　審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長を務める。

２　会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

３　会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

４　会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第５条　審議会の庶務は、環境部環境都市推進課で処理する。

（委任）

第６条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が別に定める。

附　則

１　この規則は、平成 13 年４月１日から施行する。

２　安城市環境保全対策協議会規則（昭和 49 年安城市規則第９号）は、廃止する。

附　則（平成 14 年５月 27 日安城市規則第 36 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成 16 年３月 26 日安城市規則第 23 号）

この規則は、平成 16 年４月１日から施行する。

附　則（平成 17 年３月 25 日安城市規則第 29 号）

この規則は、平成 17 年４月１日から施行する。

附　則（平成 20 年３月 26 日安城市規則第 23 号）

この規則は、平成 20 年４月１日から施行する。

附　則（平成 22 年３月 26 日安城市規則第 16 号）

この規則は、平成 22 年４月１日から施行する。

附　則（平成 28 年４月 13 日安城市規則第 73 号）

この規則は、公布の日から施行する。